

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、谷議員の質問を許します。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問に入らせていただきます。

本日、たくさんの傍聴者の方も見られて、少し緊張もいたしますが、頑張りたいと思います。

まず、1つ目、地区の役割についてお伺いいたします。

東京一極集中の是正、少子高齢化等の問題など、地方の活性化を促し、人口減少に歯どめをかけるのが地方創生の考えであります。当町においても、こうした考えのもと、さまざまな取り組みが行われております。

しかしながら、こうした問題の最前線には自治会、地区があり、その集合体が地方公共団体、美浜町であるわけであります。当町における12の地区においても、現状、さまざまな問題が起こってきているわけであります。当然ながら、地区自体の人口の減少、少子高齢化など自治会としての組織形成、区会、各クラブや会、そうしたものの引き継ぎ、世代交代もスムーズにはいかないものとなっているのが現実であります。さらに、防災など区としての役割がさまざまな分野へと広がりを見せる現在において、その負担はさらに増すことも考えられます。現行においても、各地区における組織のあり方、班や各クラブや会など、組織を再編される動きも見られる昨今であります。

将来の自治会の存続を考えると、不安を感じる地域住民も少なくはないことでしょう。地区によっての多少のばらつきはあるものの、顕著にそうした影響が出ている地区もあり、美浜町としての将来の不安の構図が既に各地区で見られるわけであります。こうした現状を踏まえて質問いたします。

1つ目、町として、当町の各地区の運営についての現状、また、今後についてどのような見解をお持ちなのか。

2つ目、区としてさまざまな役割が求められる昨今、地区としての負担が増している現状にどのような見解をお持ちですか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

谷議員の1点目でございます。地区の役割についてのご質問でございます。その中で1点目が、各地区の運営についての現状、また今後についての見解はにお答えいたします。

現在、美浜町内には、浜ノ瀬、上田井、田井畑、新浜、吉原、和田、三尾の7つの区が

あり、和田区の中にはさらに6つの地区に分かれていることから、美浜町区長会の構成メンバーとしては、12の区と地区から成っていることは、皆さんご承知のことと思います。

美浜町史を見てみますと、三尾、和田、入山、吉原という地区単位は既に明治の初期には存在し、その直後には田井、浜ノ瀬という地区単位も存在したとあります。地理的な要因もあって、当時はそれぞれの地区が1つの地方自治の単位を形成していたものでございます。

現在の美浜町が誕生した後は、それぞれの区、地区は、あくまでも任意の組織、自治会であるという解釈でございますが、町行政を執行する上で、各区、各地区との連携は、切っても切り離せないというのは言うまでもなく、今後も連携を密にしながら進めてまいりたいと、このように思います。

お尋ねの各区の運営状況に対する町の見解でございますが、かつては地域の有力な方が区長職を務めることが一つの名誉であったという感覚で、歴代の区長さんは務めてきていただいたという認識を持ってございます。また、区を構成する各班につきましても、火事と葬式のお互いさまという感覚で、班長を輪番制にしてご近所同士で助け合いをするという図式が成り立っていたと思います。

ところが、現在の状況を見てみますと、高齢化により班長ができないという人がふえてきているという話もよく聞くようになりました。自治会に入らない方がふえている状況も聞いてございます。区長につきましても、次にやってくれる方がいないという話を耳にしますし、各区とも地域のコミュニティーを何とか維持しようと努力されているのが現状でございます。今後の見通しとしましては決して楽観できるものではないと認識してございます。

2つ目でございます。区としてさまざまな役割が求められ、負担が増している状況についての見解にお答えいたします。

任意の組織である限り、役場から強制的に事務をお願いするわけにはいきませんし、この区は隣と合併してくださいと言うわけにもいきません。しかしながら、町内一斉清掃、広報誌の配布、自主防災組織の立ち上げ、最近では各地区で100歳体操実施のお願いや健康づくり運動ポイントのご案内など、いろいろなお願いをしていることも事実でありますし、それによって負担が増しているというお声があるのであれば、それは深刻に受けとめなければなりません。

なかなか役場だけではマンパワーの面からも難しいものについて、区長さんを通して各区・各地区でやってもらうことで、役場と各区の良好なバランスのもとでこれまで成り立ってきたものではございますが、区長のなり手がなくなるとか、役員さん、また班長さんになる人がいないという状況では、今後このバランスが崩れる心配が現実のものとなってくるのではないのでしょうか。

町といたしましては、今後も各区・各地区の組織力をおかりしてお願いしたいことは多々あると思いますが、それができるだけ負担とならないよう、区長会等の場で協議して

いきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 町長、私の考えでは、今、楽観できるものではないという、これではやっぱり弱いと思いますよ、感覚的には。ほんまにせっぱ詰まった状況が地区にあるわけですから、このような言葉で片づくようもんで、僕はないほどの危機感を持っていますからね。

先般からニュースのほうでも、高知県の大川村ですか、議会を廃止し町民総会、あくまでも研究を始めるということですが、まさに日本の縮図がここにあるというふうなことでニュースになっておりました。そこまではいかないにしても、そうした思いも近い感覚で質問をさせていただきましたけれども。

過疎・高齢化の中、議員のなり手がいない、こういうふうな話でありましたが、これは全国の町村議会の中でも、そういった問題は取り沙汰されております。決して我々もほかの町のことやと言えるような状況ではないと、こういったニュースでも捉えております。

ただいま町長のほうから答弁いただきましたけれども、現状については、町のほうでも十分に認識はいただいているということではありますが、地区によって差はあるものの、ここにおられる皆さんもそれぞれ地区に属しているわけでございますから、身近にその危機を感じられている方もいるのではないかと思います。

私の地区なんか、本当に、浜ノ瀬ですけれども、20年先、30年先見通せば、ほんまにこれどうなっているのかなというふうな感覚も持っています。自分の地区は地区として、自治会として存続しているだろうか、ほんまに不安に思っています。恐らく現在の区長会、区長さんの中あたりでも、こういった話も出るんじゃないでしょうか。

そうした中で、地域の力というか、コミュニティーの低下という現実的な問題の中で、先ほども言いましたけれども、やることだけはどんどんふえていっておるんです。多分、地区の皆さんも、例えば防災であったり、例えば体操であったり、やる必要性というのは十分に理解しながらではあると思うんです。しかしながら、その半面、やっぱりどこかで負担になって仕事がふえていく、そういったような感覚も、僕、なきにしもあらずやと思うんです。

今の国の仕組みがそうなのかもしれませんけれども、国からすると地方のほうにどんどん仕事を流して行って、県からいけば町のほうにどんどん仕事をお願いして、ひいては、それは町は地区におろしていくわけですから。そんな構図はもうでき上がっているんやなと思うんですが。当然、区としての行事やいろいろ仕事もあり、地域の見守りに始まり、子どもやお年寄りの方、時には認知症を抱える方々の見守りのしないかんと思うんです。防犯もそうですよ。その他さまざまな業務がある中で、特にやっぱり自主防災という、余りにも大きい課題を地区で抱えているような要素もあるわけですから、非常に苦勞されている区も多いんじゃないでしょうか。

自治会の役割を考えると、その組織力が現状だんだんと疲弊していく現在において、さ

らに強靱な組織をつくりなさいよ、コミュニティーしっかりしなさいよ、こういったメニューが区の中でもどんどん並んでくるわけですね。全国的にも問題になっていますけれども、怖い言葉ですけれども、自治会消滅とか、町内会が消えるとか、現状、都会のほうがそういった影響が強いそうですけれども。

先ほど答弁でもありましたけれども、町の感覚としては、あくまでも任意の団体やからとか、今も言いましたけれども、楽観できるものではないとか、ちょっとこのあたりの感覚的には、私、ちょっと町の把握として薄いかなと、答弁を聞いていて思いました。

各地区は、別に町の下請でもないわけです。当然、その協力の必要性を否定しているわけじゃないんですよ、お互い力を合わせてというところでは。自主防災でもそうですけれども、その必要性を十分に理解したからこそ、組織つくるのも早かったと思うんですよ。全地区に自主防災組織を備えた、これは和歌山県でもトップだったそうです。やっぱりそれだけ意識も高いということだと私は思うんです。そういった意味で評価されるべきところもいっぱいあると思うんです。

自治会の抱える問題、例えばコミュニティーやその組織力の低下というのは現実にあるわけで、多分それは区のことやから、これ以上は入れないという線は、別に町のほうから、私、引く必要ないと思うんです、今の時代ね。そんな風潮というんですか、もう何か今後はなじまんかなと私は思いますよ。

多分そうした1つの事案をしっかりと町の課題として、私、堂々と捉えてもうたらええと思うんです。町として自治会の存続、これは何らかの方法で協力はしていく。あるいは時には手を入れて支援していくと、その存続をですよ。消えてええわけないんですから。別に、私、悪いことだという感覚は持ちませんよ、そこは。ちょっとそのあたり、いま一度、町長の見解をお聞かせください。

それと、現実的に負担の大きいその自主防災について、1つお聞きしたいと思います。

やはり各区長さんや自主防災組織の会長さんあたりから多く声は上がっていると思うんですが、この組織として機能をさす、あるいは避難訓練等々もする中で、危機意識を高く保ったまま継続していかなければならない中で、実際の組織運営として、なかなか年間60千円あたりの町からの助成金では保てないよというような声も聞いたりしますが、そのあたりはどのように考えておられますか。あるいはふやすようなことも考えられるんですか。ちょっとそのあたりも一緒に答弁いただけますか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

谷議員、まずもってなんですけれども、決して地域に関しましては、楽観ということはしていないということを前段で申し述べたいなと思います。ただ、やはり地域コミュニティーというふうな形の中で、美浜町でいえば地区、そして区ということで12ございます。そういった形の中で、なかなか行政のほうで、町のほうで、こういった形で、例えば合併しなさいよとか、そういった形は、今のところは、まだそこまでは言いづらい

のではなかろうかなと、このように認識してございます。前段も答弁させていただいたとおり、そういったいろんな抱えておる問題等々に関しましたらば、また区長会のほうで協議もしてまいりたいなと、このように思っております。

それと自主防のほうの資機材等々もある中で、補助についてどうなというふうな形のご質問であったかと思っておりますけれども、現時点でいえば、例えばいろんな、ペケペケ地区の自主防災会のほうで、こういったことを購入したいよというふうな形でございましたらば、現在は3分の2ということで町のほうから補助はさせていただいておるような状況でございます。

今、谷議員がおっしゃるのは、その前段階でもう少し自主防に対してアップはいかかなものかなというふうな形のご質問であったかと思うんですけれども、これに関しましたらば、一度また担当課のほうと、そして財政のほうと協議してまいりたいなと、このように思っております。私自身の考えの中でいえば、本当、災害等々に関しましたらば、自助があつて共助があつて公助というような形の中でいえば、やはり何といても自主防のお力というのは随分と大きいなと、このように認識しておる状況でございますし、私自身も今は長というような形でさせていただいておるんですけれども、地域に帰った中でいえば、自主防というような形の中で今までもやってきたつもりでございますし、今後も区、また自主防の一員として今後も取り組んでまいりたいなと、このように思っております。一度、その自主防の関係に関しましたらば検討させていただきたいなと、このように思います。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 楽観はしていないよということと、それから、町のほうからなかなか合併しなさいとか、そういう指示はできないよと、それはそうやと思います。別に、私も、今、合併しなさいと思っているわけでもなく、恐らくどれだけ人数が減ってこようと、なかなか合併というのは恐らくしないのではないかと思います。ただ、地域でやるイベントとか、そういったことをひょっとしたら隣の地区と合わせてやろうとか、そういった話になってくるかもしれませんし、町、地区自体が弱ってきた中で、町と一緒に、その地区がなくならないように、あるいは何とかしてより立てるよというの、これ、町としても一つ意識を持って、これからやっていくべきやと私は思っています。

それから、自主防災についてですが、難しいところもあると思うんです。一律にそういったお金をどんと上げて助成金として出すのがいいかどうかというところは。地区によって危機感も違えば、ひょっとしたらやっていることも違うでしょうし、当然、町としてそういったバランスも見ながら、そうした組織を継続させていくために必要であるならば、当然そういったことも私は考えるべきやと思います。この近隣の町を調べても、大体、額的にはそれぐらいなんです、助成している額というのは。ただ、私考えるに、危険度からすると、もううちの町なんか飛び抜けて危険度が高いわけですよ。当然、組織自体の危機感もやっていることも全然違うと思うんですよ、ほかの町と比べても、恐らく美浜町の自

主防災がやっていることというのは。

そういった意味では、何でそれだけ危ないうちの町で、ほかの町とそろえるのかなというふうな感覚も、私、ないこともないんですけども。どうせその額の設定なんかでも、別に大した根拠ないんですから。決して合わす必要なんか私はないと思いますよ。ぜひ、ちょっと前向きに考えていただきたいと思います。

次の質問行きます。若者が活躍する町。

国においても、若者、女性の活躍の必要性が言われる昨今、国の施策として、若者の活躍を後押しする取り組みも少なからず見受けられる時代にあります。若者の必要性が言われる背景には、生産年齢人口の減少などの直接的な原因を初め、人口問題などを抱える中、地方創生の考えのもと、20年後、30年後を見据えた取り組みが現在において求められているからだと考えます。

内閣府の発表によると、若者を初め現役世代が高齢者を支える割合は、2060年には4人で3人を支える時代が来ると言われております。今後、国において政策的な変化は考えられるものの、若い者が高齢者を支える基本的な仕組みは変わらないものと考えます。

いずれにしても、若者の活躍が町の力となり、今後の町の行方を左右するとも考えられ、若者の活躍の後押しこそが、さまざまな行政サービスをやっておられる中で、町の財政的なコストも含め、当町の抱える課題に対しては効率的ではないかと考えられると思います。

管内での取り組み例を見ても、若者の定住促進事業や起業支援を積極的に取り組む町も見られ、その効果も少なくないと聞いております。しかしながら、当町においては、直接的な若者への支援・施策は、現在のところ見られない状況にあり、当町の抱える課題に対して、積極的に関与していくべき分野ではないかと考えます。

以上を踏まえて質問いたします。

1つ目、若い世代に対する施策の必要性について町の見解をお伺いします。

2つ目、今後取り組む考えはについて答弁お願いいたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の2点目でございます。若者が活躍する町にの質問にお答えいたします。

その中の1点目が、若い世代に対する施策の必要性について町の考えはでございます。

議員がおっしゃるとおり、若者の活躍が町の活性化につながり、町が発展していくのに必要不可欠であり、それに加え当町が抱える課題に対して効率的であるものと私も認識しており同感でございます。

若い世代に対する施策がないとのご指摘でございますが、確かに定住用の公営住宅であったり家賃の補助などの施策はありませんが、一方では、中学校までの医療費の自己負担無料化であったり、出生祝い金の制度など、所得の少ない若い世代の負担を少しでも減らす施策は進めているところでございます。また、ひまわりこども園における子育てつどいの部屋の設置による、子育てに悩むお母さん方の相談に答えるなど、ソフト面での施策も

少なからず進めてございます。

2点目でございます。今後取り組む考えはのお尋ねにお答えいたします。

既にマイホーム取得支援事業補助金や婚活サポート事業などを展開しているもののほか、今回補正予算をお願いしております地方創生関連予算におきましては、有識者の知見を活用して多世代交流構想を検討し、若い世代のみならず高齢者にも生きがいを与えることのできる「子育て・福祉関係セミナー」を実施したいと考えてございます。

さらに、吉原地内に多目的室を建設し、来年度以降に、多目的室において外部講師をお招きしての定期的な起業サロンを開講し、将来、起業を志す方の支援も行いたいと考えてございます。子育ての応援施策と若い世代に対する施策はイコールではないと思いますが、周辺町の事例も参考にしながら、ほかに取り組むべき事例がないか模索してまいります。とにかく、若い世代の方が美浜町に住み続けてくれないと町の将来はないという危機感を持つことが重要であると思っております。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 若者が活躍する町、言葉を聞くと本当にきれいごとの集大成のような、よく使われる言葉ですけどもね、あえてこういう言葉を使わさせていただいたまでありますが、最近、地方創生でもそうですが、本当にこれからは若者の活躍というか、そうした動向で町の行方はこれから左右されるんだよという、こういう時代には変わりはないんではないかと思っております。少し、私から冗談で言わせてもらえれば、この苦しい時代になって、これからは若い者やと、ちょっと複雑な心境も覚えるんですけどもね。

当然、若者だけではなく、それぞれの世代でもり立てながら町を支えていく構図の中で、今回、地方創生という考えの中で、特に若者というところにちょっと焦点を当てて質問させていただいたわけでありまして。

質問の趣旨としては、今、答弁いただきましたけれども、出生祝い金とか、いろいろな子育て支援もやっておる、当然、私も知っています。そうした取り組みが、別にイコールではないというふうな答弁もいただきましたが、まさに質問の本質としてはそのとおりであります。

当然、全世代にわたって、いろんなことに関して満遍なく支援をしていく。私も理想形ではあると思うんです。美浜町のメニューなんか見ても、本当にほかの町に負けないぐらいのメニューを幅広くそろえておられますしね。

ただ、今後の行方というところに焦点を当てて、今後の将来を戦略的に考えたときに、総合戦略がそれであろうとは思っています。私的には、時には偏った支援策、ちょっと表現悪いですよ、表現悪いですけども、必要ではないかと思うわけでありまして。いわゆる選択と集中というふうな考え方に近いと思うんですけども。例えば、本当に若い世代に住んでいただくための施策、ここに仮に焦点を当てるとしたら、近隣では若者定住の支援だったりというのが見られますけれども、直接的でわかりやすいんですよ。美浜町、これしなさいと言うてるんじゃないですよ、そうではないんですけども、あくまでもその効果

というのを大前提に取り組んでいると思います、こういうのは、私は。

ですので、私はそういうちょっと偏ったという表現が当てはまるかどうかわかりませんが、効果というものを大前提に置いた一歩踏み込んだ支援策というのが、私、あってもいいと思いますね、本気でやるのであれば。また、本気でやらなあかんと思いますしね。私なんかでも、こういう職の身でいろんな相談もある中で、特に若い世代の方からも「どっか美浜町で住むとこないか」とか「美浜町で家を建てたいんやけど、どっかええ土地ないか。」とか「商売したいんやけど、どっか空き店舗ないかな。」とか、そういった話もたくさんいただくんです。

結局、美浜町で住みたいとか商売をしたいというふうな話でも「美浜町で探したけれども見つからず、日高町へ家を建てたよ。」とか「店、よそで開いたよ。」とか、こういうパターンって結構多いんです。私も、もっと協力できることなかったかなと、そのたびに思うんですけども。例えば美浜町へ住みたいとか、美浜町で事業を始めたいとか、こういった意思を持った人に、さっと町が取り次いで何か支援してあげることができれば、ちょっとまた感覚も変わってくるのかなというふうなことを思っております。そういうシステムとか、空き家バンク制度なんかが一番近いですかね、考え方的には。ちょっと積極的に考えてみてもいいかなと思います。私の考えでは、流入というよりは流出をちょっと抑えたいなというふうな意思が強いかわかりませんが。

そこで、ちょっと2つ質問いたします。

現在の若い世代の他市町への流出について、町としてどのような見解をお持ちなのかということ。

それから、2つ目、空き家バンク制度について。ここ1年ほど前あたりに、取り組む姿勢も見えた時期もあったと思いますが、どのようになっておりますか。積極的に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

1点目が、若者の流出について、長の見解はというふうな形だったかと思えます。

私自身もこういった長ということでさせていただく中、議員と一緒に、流入、そして流出ということであれば、本当、転入、転出ということであれば、でき得れば転入ということであっていただきたいというのが第一義なんですけれども、どうしたって若者が、また就業、就労の場というふうな形の中で、恐らく今の議員のお話だったら転出というような形だったかと思うんですけども、本当そういったケースも少なからずあります。そういった形の中で、人口も減っておるのが現実でございます。でも、谷議員、決して楽観ではないんですけども、美浜町という形で言えば、先ほどの自主防もちょっと関連するかわからないですけども、地震があつて津波というふうな形の中の危惧、これはもちろんございます。

ただ、ほかのことで考えれば、例えば御坊、またJR、また高速のインター等々でいっ

でも、美浜町といえば本当5分、もしくは10分、15分でいろんなところへ行ける。すごく田舎の割でいったらば、その辺、利便性の高いというふうに私は認識はしてございます。そういった形の中で、できるだけ、先ほどもご答弁させていただきましたが、なかなかほかと比べたらば、特化はしていないかもわからないですけれども、この地域性を生かしながら、また地方創生ということで取り組んでまいりたいなど、このように思っております。

地方創生ということは、谷議員の1点目でもあったかと思うんですけれども、本当、東京一極集中を何とかして是正して、地域、地方が活性化、そして若者がまた戻ってくる、またいろんな人が来るような形の地方をやっというよというようなことが地方創生だと、私も認識してございます。そういった形の中で今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますし、また、そういった形の中で、この地方創生というふうな形の中で、今回も予算という形で計上させていただいた次第でございます。

そして、もう1点目の空き家バンクということでございますが、細部につきましては担当課長のほうからご答弁させていただきますけれども、私自身は、美浜町でいえば、いろんな形で、美浜町だけではないんですけれども、空き家ということは随分ふえてきてございます。そういった形の中で、貸す人、また借りる人というような形で、いろいろパターンの難しいことであろうかと思っておりますけれども、空き家バンクということは、一つの転入、また移住者を受け入れるということ言えば、一つの大きなプランではなかろうかなと認識してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 空き家バンクについて、谷議員にお答えします。

空き家バンクにつきましては、以前にも検討をしたことがございます。ただ、現在において、美浜町独自の創設はしておりません。和歌山県の空き家バンクにも参加しておりません。和歌山県の空き家バンクに参加するための要件、例えば、県への窓口や現地確認などを行うワンストップパーソンを起用するなど、参加の準備はできております。そして、空き家の有効利用や定住施策に対して有効であると考えております。

ただ、防災企画課としましては、住宅の耐震化を推進している立場であるため、耐震基準を満たしていない空き家を空き家バンクに登録可能にするのか否か。また、いろんな面で地域の協力が得られるのかどうか。そういうようなさまざまな検討する課題がございます。よって、現状、和歌山県空き家バンク制度に参加できていないというのが実情であります。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） ちょっと次、角度を変えて質問します。

若い発想を生かすという考え方についてであります。町長の口からもたびたび出る言葉

ですけれども、例えば、町づくりや産業等々、町のあり方に対して、若い人たちの意見や知恵とか発想というのを今後の町を考える上で町長としても恐らく多く求められていると思うんです、若い発想ですよ。しかし、現実的にはそういった声をくみ上げるシステムもなければ、制度も当町にはございません。当然、現実的にそういった仕組みをつくっても、じゃ、どれだけ協力してくれるのかなというふうな心配もできるんですけどね。

例えば、うちの役場でも地方創生事業に関して、若い人を中心に役場の若手でプロジェクトチームをつくって、いろんな意見とか発想とか出たと思うんです。その当時もそうした動きは支持したいと、応援したいと、この場で言ったこともあります、けんけんがくと議論がなされたと思うんです。ごめんなさいね、ちょっと厳しい言い方をするかもわかりませんが、今現在行われている事業に、地方創生事業ですよ、そこで出た意見や発想がどれだけ私、反映されているのかということと考えたら、ちょっと疑問も持っています、はっきり申し上げて。

行政の中で若い世代が意見を交わしてメニューまで議論できる機会なんか、そうないと思うんで、私としては行政が考える美浜町の地方創生としての考え方の核となるものだと、私は思っていたぐらいです。どれだけ反映されたのか、今やっていることに。あるいは、もうこのプロジェクトチームを早く解散されておりますし、少し残念な気持ちも持っています。まだまだ役目のある取り組みだったと私は思っております。いろいろ各課においても負担になったということなんでしょうけれども。

そうした若い発想や意見をどのように取り入れていくのかということが、一つの課題でもあると思うんです。おもしろいというか画期的な取り組みとして、ひょっとしたら皆さんご存じかもしれませんが、愛知県の新城市というところがございます。地方創生事業の取り組みだそうですが、非常にここの取り組みが注目を集めて視察も相次いでいるそうですけれども。

要は、ここの町も若者の声を市政にどれだけ反映できるか、こういった取り組みを真剣にやった町だそうです。若者議会というのがあるそうです。16歳から29歳の地域の委員で構成されて、市長の諮問機関だそうです。29年度の予算で10,000千円の予算の使い道を、その若者議会で決めたそうです。すごい取り組みやなと思いますけれども。実際に予算をある程度その若者議会で出てきたことのために確保しているわけですから。ちなみに、29年度は高校生が議長を務めて。高校生が7つ、ほぼ事業を決めたそうです。29年度9,570千円7事業、その若者議会というところから提言して、それが実際に採択されたそうであります。

現実的にはかなり厳しい局面もあると思うんですよ。でも、それだけやっぱり若い声を町の取り組みに反映させることに、実際にそういったもののシステムをつくって、予算まで持たすような、本気で取り組んでいるようなところもあるわけです。私も、一度この町に行って、ちょっと勉強したいなと思っていますけれども。

美浜町においても、まだまだこういう仕組みというか、若い者の声を集めるからくりも

なければ、取り組みも現在ないと思うんです。その必要性というのは、多分恐らく町長も感じられている分野ではあると思うんですけれども。この場の返事で難しいでしょうけれども、こうした取り組みについて、どのように感じられますか。あるいは、まちとして取り組みとして若者の声を集めるような、ちょっと会議をつくってみたりとかということは考えられないでしょうか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

まずもって、今のご意見等々といえば、いい意味のご提言かなと、このように認識してございます。なかなか、これは逃げになるかと思うんですけれども、時間の関係等々でそういう形でできないケースもございます。

ただ、私、現在2期目ということでさせていただいておりますけれども、1期目のときもだったかと思うんですけれども、例えば商工会の青年部と懇談をするケースをいただきまして、ほんで自分の意見というような形も話したりとか、そういったケースもございました。毎回なんですけれども、例えば商工会の青年部の総会等々ということで、私も出席はさせていただいておりますけれども、その後、どういった形で踏み込んだ議論とか話ができているんですかと言えば、現時点で言えば、もう本当挨拶だけで失礼させていただいておりますのが現実でございます。

そういった形の中で、私だけじゃなくて、いろんな、例えば諮問機関とか協議会等々もそうなんですけれども、私自身、女性、そして若者も入れたらということ、その担当課のほうにも指示しているような状況でございますので、私もそうでございますし、また、担当課のほうもそういった方向で、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

また一度、その辺の、今、谷議員のご提言という形の中で、若者とどういった形で、また協議、また懇談というんですか、協議というより懇談ですよね、懇談する場も一度検討というか、前向きにしていきたいなと思います。例えば、今ぱっと思いつくので言えば、商工会の青年部ということ言えば、それも一つなんですけれども、いろんな分野じゃなくて、そこをもう一個特化したような形の話し合いというものが必要ではなかろうかなと思うんですけれども、その辺も含めた中で、一度検討させていただきたいなと、このように思います。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 次の質問に行きます。

浜ノ瀬地先海岸における高波・浸食対策の早期事業化、着工を要望する。

基礎検討業務が完了した現在において、当町、県においても事務レベル、また現場においてもさまざまな調整に当たっておられることと存じます。そのご苦労には敬意を表するところでございます。しかしながら、現場の課題は何ひとつ解決を見ない状況にあり、浜の現状あるいは住民心情をとっても、時間的な猶予はそう残されていないことを思う次第であります。

再三、この場で述べているとおり、具体的なタイムスケジュールを考えると、事業規模から想定しても、地元、関係市、関係団体との調整、第2期計画の変更手続、事業計画策定、国への予算要望など、さまざまな手続を経ての事業化となることであり、着工から完成を迎えるころには、どれだけの時間を費やすことかを考えれば、早期に事業化、着工を求め、行政として、あるいは政治的な要素も含め、行動を起こしていくことが必要不可欠であり、この地域に暮らす住民の生命と財産を守る手だてが当現場において一刻も早く付与されることを願うばかりであります。

以上を踏まえた上で質問いたします。

1つ目、現状における進捗状況と、町としての見解をお伺いいたします。2つ目、今後の具体的なスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の3点目でございます。

浜ノ瀬地先海岸の高波、浸食対策の早期事業化、着工を要望するのご質問で、1点目が、現状における進捗状況と町の見解はにお答えいたします。

平成26年8月の台風11号により、大きく浸食、崩壊した浜ノ瀬海岸、以降、地域の住民の皆様は、台風時の高波による越波に脅威を感じるとともに、一昔前に比べ、その浸食が著しく進んでいることを改めて認識し、いずれこの海岸がなくなるのではないかと危惧されていることと存じます。このことから、まずは越波を軽減するため、和歌山県により海岸のかさ上げを進めていただいているところであり、平成30年度に完了すると聞いてございます。

また、町から要望し、和歌山県よりお示しいただいた抜本的な対策案につきましては、住民の生命・財産を守るため、地域の安心・安全にかかわる非常に重要な公共事業であると認識し、必ず県により実現していただかなければならないものでございます。

よって、漁業関係者の方に、操業区域にかかわる問題や現存する日高港浜ノ瀬地区第2期計画にかかわる事柄について、ご説明に上がらせていただき、防災のため、安心・安全のためならと、一定のご理解を賜っているところでございます。

現時点におきましては、和歌山県県土整備部のほうで、この対策案の事業化に向け、港湾面、海岸面、双方同時進行での多岐にわたる下準備を進めてくださっているところであり、それが整い次第、事業化になると承っているところでございます。

2点目でございます。今後の具体的スケジュールはでございます。

全ての物事が順調に進んだとして、平成30年度に国への概算要求、その翌年が設計、消波ブロック等の製作が平成32年度から、現場への据えつけはその数年後ではなかろうかと想像しますが、谷議員がおっしゃるところの「現場の課題は」、「時間的な猶予は」とのご指摘、地域住民の皆様のご切迫したお気持ちとして重々承知してございます。

工事の年数や費用とともに、相当程度を要する大きな事業を県に起こしてくださるよう、議会の皆様とともに一からお願いしてきたわけであり、いまだ道半ば、これより、より一

層さまざまな労力を要するものと覚悟してございます。町議会の皆様とともに、県・国への働きかけを今以上に精力的に行っていきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 次の質問の冒頭に、町長におかれましても、先日、また東京へ出向いてこの話をされてきたということで、副町長においても常に県とのお話をいただき、担当課のほうにおかれましても、かなりの負担をかけていると思いますけれども、ふだんから対応をいただきありがとうございます。

こうして、そろそろ、いわゆる行政的な言葉でいうところの事業化とか着工とか、こういう言葉を使えるような雰囲気も出てきたということは、これは、やっぱり経過を考えても、少しずつは前に進んでいるんであらうとは思うんです。私が強引に使っているだけかもしれませんけれども。

私、議員になって毎回のようにこの問題に対して、この場で質問させていただいております。そんな中で、前回しませんでした、12月議会で厳しい言い方もさせていただきました、何をしているのかと、早うせなあかんと、ふざけたことをしてたらあかんぞと、逃げるなど。美浜町としてのご苦労は理解しつつも、なかなか前向きに進まないことへの不満であったりとか、浜の現状を考えたときに、やっぱり時間的な焦りであるとか、そういうもやもやした気持ちというのは、町としても当然あると思うんです。当然、私も持っておったんですけれども、当然、住民も同じように持っておるわけです。

それですが、現在6月ですね、当然この間のこの問題に対する町であったり県の動きというのは、ある程度は理解はしておるつもりです。しかし、残念ながら、12月にこの場で申し上げました気持ちと、さほど変わりというのはございません。厳しい言い方で申しわけないです。

現実的に進んでいる話があるのも事実ですよ、事実あるんですよ。今、町長のほうからも答弁いただきましたけれども、具体的な対策案、これ、離岸堤となるかはわかりませんが、案として出てきている状況にある。また、第2期計画変更への調整ですか、少し調整も進めた場面もある。県においても、そうしたあらゆる調整の下準備を現在進めていただいております、こういう状況ですね、今。

ただそこに、何がこういう、先ほど変わらないと私言いましたけれども、こういう気持ちにさせる要因があるのかというと、当然進むスピード感あります。不満もあります。それから、そういったものもあるんですけれども、やっぱり具体的に、あそこの現場に何かをやる、事業をするという確信というんですか、当然、細かい調整や予算的な心配もしていますよ。しているんですけれども、現場にどういったものが果たして具体的にされるのか。大丈夫かと、本当にやってくれるのかと、これ、今住民さんも思っていると思います。

やっぱりそこには、町長、漠然とした不安というのがあるんですよ、住民も私も。やっていただけるという手応えというか、事が動き出すための手応えというか、確信を持って

いる住民さんなんか、多分ないと思いますよ、谷、偉そうに言うてるけれども。確信はないけれども、今の状況の中で、いろんな意味で期待をしている人が今現在結構あると思います。ようやく何かしてくれる話をしやると。でも、そのレベルですよ。ひょっとすると、こういう気持ちというのは、我々であったり、地元というのは、ひょっとしたら町もそうかもわかりませんが、一生つき合っていかなければならない感覚であるかもわかりません。

やっぱりそこには、決定的に失われてきた、住民からするとですよ、町であるとか県に対する不信感があるわけです、地元住民ですよ。この10年、20年で、いろんな実績もできてしまったわけです、現実問題。それが、今の浜の状況がその答えです。ね、町長、残念ながら。この20年、このあたりで残された大きなお土産ができています、これ今。大きな宿題ができています。それは信用力ですよ。だから、住民さんも積極的にこの問題に口を挟むと思いますよ、今後も。調整のことも言う、まだか、そんな調整したらあかんやろうと、何を言うてんのよと、間違いなく言いますよ。スピードも言いますよ、遅い、何年しやんのなど言いますよ。当然内容もそうです。こんなんつくって大丈夫か、もたんぞと言います、当然です。

それと、ちょっと質問へ移りますけれども、具体的なスケジュールについて。順調に進んだとして、平成30年度に国への概算要求、それから設計、32年度からブロック等の製作、現場の据えつけはさらに数年後。こんなもん、もうどうせ、この中間あたりで1年や2年、平気で飛ばすんでしょから、県も、間違いなく。1年や2年、平気でタイムラグ出しますよ、予算や何やて。

となってくると、町長、現場がほんまに動き出すのが、これ6年、7年という話になってくるんです。それから工事が5年、10年続いたら、これいつになるんですか。現実問題ですよ。本当に町として、今の感覚として、今聞くのがひょっとしたら早いかわかりませんが、ほんまにそれぐらいのペースでいいとお考えですか。当然、行政的な手続として、県とか国がかかわる事業なんで、それに要する時間というのはやむを得ない事情も理解はいたします。しかし、時間的な猶予という、そういった意味においては、私は余りにも長いように感じます。いま一度、町としてちょっと見解をいただきたいと思えます。

それから、もう1点、一足早く地元、それから漁業者に対して、町として調整されております、いわゆる第2期計画の変更について、防災、安心・安全のためなら一定の理解をいただいております。私の感覚としては、決してこの第2期計画を消すことを了解したのではないんです、あくまでも。暗に了解はしているんですよ、暗にしているだけです。

何を言いたいかという、対策を進めることを了としているわけです。私は、このぐらいの感覚で町として理解するべきだと思います。感覚的な話で申しわけないんですけども、そのあたり、町としてどのように捉えられておるのか、答弁お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

先ほど私も答弁させていただいたとおり、本当、谷議員もそうでございます。また、浜ノ瀬地区の方々の切迫したお気持ちということは、私自身、重々存じているつもりでございます。そういった形の中で、先ほどの答弁と同様になろうかと思うんですけども、こういった1つのスケジュールがあるんですけども、地域住民のことも思いながら、そして町、そして議会とともに、さらに汗をかいていくつもりでございますので、その辺にしまして、谷議員もまたよろしくお願ひ申し上げたいなど、このように思います。

そして、続いての2点目の質問につきましては、ちょっと担当課長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えいたします。

2月、3月と2回、この問題につきまして、漁業者の皆様方とお話をさせていただきました。この県から示していただいた離岸堤1期というプランにつきまして、操業区域の問題、それから日高港の振興を目的とした第2期計画に関連する事柄についても、まずは説明させていただいたところでございます。

議員がおっしゃられるところのご指摘は、ごもっともであると思います。これからも、この抜本的な対策案の実現に向け、漁業者の皆様とあらゆる面において密に話し合いをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 県や国が事業を進める上での話ですから、ある程度の手続期間があるにせよ、やっぱりそのタイミングを失えば、平気で1年なんかずれるんですよ。悪く言えば、県の予算的な事情やさまざまな絡みの中で、あえてそのタイミングをずらすことすらある世界です。

これまでの過程でも、私自身の反省材料ですが、基礎検討業務、これやっぱり時間かかり過ぎましたよ、実際。いろいろうちの町のほうともいろんな意見を交わしていただいて、それはそれで評価はするとしても、1年超えて、どうですか、最後出てきたのが1年3カ月たったあたりですか。いつの予算でやっとなのやと思いますけれども。それだけ時間かけて、今となって概算要求間に合わんと。間に合わそうと思えば間に合わせたのかなというふうな感覚もありますけれども。

今現在、さまざまな形でご苦勞をいただいております、調整も始まっておる。このあたりのスピード感というのも、私そういった事例を反省材料として、自分自身への何か反省と捉えて、特に今後注視したいと思っております。

それから、私自身、議員という立場にならせていただいて、この問題に対して身近で取り組まさせていただきます。やはりいろんな思いの中で自問自答をすることも多くございます。自分が進めようとしていることは、本当にこれはいいことなんだろうか。

やっぱりそこには数え切れんほどの犠牲があるからなんですよ。心情的なことも含めて、いいほうもありますけれども。あらゆる申しわけなさと、何か無念である、その気持ちと私も持ち合わせておりますけれども。

この日高港建設当時のあらゆる関係者、団体と、美浜町もそうですが、漁業、関係団体を含めた産業としての期待をこの地に込めて、それぞれの陳情が大きくなうねりとなって恐らくなし遂げられた事業であろうと思います。そうした思いというのを、全てではないですけれども引き継げないとかね、当然、時代は違うんですけれども、何かそういった意味での無念さ。

それから、本心を言わせていただければ、私は第2期計画を残したままでこういった対策をできないかと、今でもどこかで思っているぐらいですよ。現実的な被害として、第2期計画を変更するというのは、産業というか戦略という意味においても、十分にまだ可能性はないことはない計画であると、私もどこかで思っています。ひょっとしたら、漁業の新たな形態の産業を生む拠点になったかもしれない。ねえ、町長、ひょっとするとですよ、あそこに第2期計画というところが整備されれば。それと、もともと第2期計画の背後地というのは、我々の家の商売のような加工屋とか、業者が使用するはずになっている第2期計画です。何も船とめるためだけ違うんですよ。

そうした意味でいくと、生産者としての何か拠点になったかもしれない。ひょっとすると、塩屋港を含む日高港全体を捉えた形のときには、美浜町、今、残念とやるのは、ひょっとしたら美浜町としては余りいい話ではないかもしれない。それとやっぱりここの被害というのは、現実的には地びき網ですよ。狭くなるんですから、それは第2期計画関係ないですけれども。我々が進めようとしていることというのは、そうした可能性の一つ一つの芽を摘む話を進めようとしているんです、実際。それが現実ですよ。それぐらい重いものであるということです。対策せないかん、2期消せ。こんな話では毛頭ないということです。

先ほど答弁もいただきましたけれども、第2期計画変更を進める上で、関係者、関係団体、一足早く地区、それから漁業者に対しては説明されたということですから、相手さんから了と返事をいただく中に、どれだけの犠牲とどれだけの思いとどれだけの覚悟を持って、その方が了としたかというところはちょっと考えてください。この感覚というのは、今後交渉事等々含めても絶対に忘れんといってください。そこには多くの申しわけなさと多くの無念さの上にある。その上に、この浜ノ瀬の地域を守る対策があるということです。当然、私も全ての事情の中で、どんな批判でも食らう覚悟で私もやっております。道半ばとはいえ、一歩出たかどうか、それぐらいですよ、今なんか。ご苦労は理解いたしますが、どうぞ今後ともいろんな意味において、精力的にこの問題に対して取り組んでいただければ、この場をかりて要望しておきます。

時間も来ましたので、最後、町長、副町長あたりから何か一言ずつ、この問題に対して答弁いただけたらと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

いろいろな方の思いを本当、心にきちっとおさめながら、今後とも地域住民のこと、そして漁業者のこと、いろいろな方たちを思いながら、今後とも精力的に取り組んでまいらざる次第でございます。

○議長（高野正君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） この浜ノ瀬の件につきましては、私も現職のときからかかわっておりまして、大変強い思いを持っております。特に、この件、ここまで至っているのは、特に谷議員ご自身も大変積極的にいろんなところで行動されているというところで、本日まで至っておるといふふうに思っております。また、地元の関係者等について、我々が思わない本音の部分についても先ほどお話しいただきましたので、その辺も踏まえて、今後、より一層、事業を早く進められるように、私自身も行動していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は10時20分です。

午前十時〇七分休憩

——・——

午前十時二〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。きょうは傍聴もいっぱいということで、頑張らせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、地方創生事業における将来的な当町の展望について。

第2回定例会の一般質問に当たり、4点について質問させていただきたいと思ひます。

まず、地方創生事業関係交付金、「日の岬・アメリカ村の歴史資源等を活用した観光とふるさと教育」と「ふれあいと健康と起業のまち みはま」で、86,490千円の内示があったとお聞きしました。平成28年度から平成32年度までの5年をかけて実施される日の岬・アメリカ村の再生事業は、地方創生拠点整備交付金19,125千円と、地方創生推進交付金23,750千円の合計42,875千円となっており、同じく平成29年度から平成33年度までの5年をかけて、吉原公園とその周辺を整備する「健康と起業のまち みはま」では、地方創生拠点交付金が16,540千円、地方創生推進交付金27,075千円の合計43,615千円となっています。

アメリカ村再生事業については、協議会を立ち上げたり、民間企業への委託等も考えておられると思ひますが、この5年計画となっている両事業について、今後この目標を達成するまで毎年予算計上していくおつもりか。また、達成するまでに一般財源を投入し続けていくおつもりなのか。町長の将来ビジョンをお聞かせ願ひたいと思ひます。もし今後、

線引きするなどが想定されるならば、どの辺とお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、西山地方創生統括官は、あと1年とお聞きしておりますが、現在の地方創生事業は、煙樹ヶ浜プロジェクトを含め3点ほど実行及び計画がありますけれども、将来的な当町の展望として、交付金は今年度中ですが、数年はかかると思われます。これについて、西山統括官が退かれた場合、美浜町として今後どういうお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の1点目でございます。地方創生事業における将来的な当町の展望についてお答えいたします。

1点目が、今後目標達成まで毎年予算計上するのかがございます。

地方創生拠点整備交付金事業、いわゆるハード整備に係る予算につきましては、単年度事業であるため今年度限りの計上となり、ハード整備は完了いたします。

また、一方の地方創生推進交付金事業、いわゆるソフト事業につきましては、平成29年度から平成31年度の3カ年事業になってございます。

推進交付金の2年目以降の交付額が担保されるわけではございませんが、よほどのことがない限り、国において予算が認められることになると聞いてございますので、国の交付額に応じた予算計上を考えてございます。

ただ、地域再生計画は5カ年で認可されているため、33年度が最終年度となりますが、32年度から33年度分の予算計上については、今後の進展を見ていきたいと考えてございます。

2点目でございます。達成まで一般財源を投入し続けるのかのお尋ねでございます。

前段でもありましたが、現在のところ、平成30年度から31年度で考えている地方創生推進交付金事業は、交付金が2分の1のソフト事業であるため、補助裏に充当する一般財源につきましては、今後、普通交付税及び特別交付税で措置されることとなっております。地域再生計画の残りの年度である平成32年度から33年度分の一般財源の投入については、今後の進展を見ていきたいと考えてございます。

続きまして、3点目でございます。もし線引きが想定されるならどのあたりかにお答えいたします。

人口減少に歯どめをかけるとともに、地域ごとの資源や特性を生かそうとする自治体の取り組みに対しまして、国の交付金制度が設けられ、その交付金を活用し、「日ノ岬・アメリカ村再生とふるさと教育」及び「ふれあいと健康と起業のまち みはま」として、本年度でハード、ソフト面、両面で整備を行い、翌年度以降はソフト事業を実施してまいります。既に三尾地区では、有識者による協議会や地元の部会も発足してございます。吉原・新浜地区におきましても、今後説明会を開催し、協議会、部会の発足も予定してございます。

今まさに、事業として前に進んでいこうとしておりますので、今のところ線引きなどは

想定してございません。議員におかれましては、この事業に対し、今後いろんな面でご協力いただければと考えてございます。

続きまして、4点目でございます。統括官はあと1年、統括官が退いた場合、今後はどういう考えを持っているのかにお答えいたします。

地方創生の取り組みは始まったばかりですので、今からこの件につきまして見解を述べるのは早いのではないかと思います。

内閣府の人材支援制度の要綱には、常勤の場合、期間は原則2年となっておりますので、基本的には、現在の防災企画課の職員の中で西山統括官の取り組みを引き継ぐ形になるものと考えてございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 再質問に入らせてもらいます。

もちろん、この地方創生事業については、雇用機会の確保が図られ、年少人口の減少を防ぎ、美浜町をより一層魅力あるまちとして、町外からも人を呼び、にぎわいを復活させるものだと考えております。

また、「日の岬・アメリカ村の歴史資源等を活用した観光とふるさと教育」と題してやっておられますけれども、近年アメリカ村らしい景観も失われと、平成27年2月には日の岬パークの閉鎖もあり、伝統漁業でもある地びき網も数年後にはどんどん低迷していくと思われまじし、新たな視点から地域資源を再度見直し、集客交流を再発見し、公民館や古民家を活用した上で、地元の特産物を食べられる漁師レストランやゲストハウス、カナダミュージアムなどの雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯どめをかける目的となっております。

このことは、当町において今までになかった発想の転換であり、大変すばらしいことだと私は思います。さすが、我が町の町長は、前向きなよい案を素早く取り入れ、実行に移しておられると本当に思います。

地方創生のプロジェクトB、Cに、基本的に私は大賛成なんです。ただ、先ほど言われました最初の答弁の、推進交付金の2年目以降の交付額の保障については、よほどのことがない限り予算が認められると思いますので、国の交付額に応じた予算計上と、実際は国頼みになっていると思います。国がお金を出してくれるからやっていけるというのも確かにありますけれども、国が出してくれなかったらできないというような感覚、これは非常に怖いお考えだと思います。

ですから、最初の質問で、目標達成までに毎年予算計上するのですかということをおっしゃっていただいて、やっぱりある程度、何ぼ先のことやといっても、ビジョンも持たんと恐ろしいことになりかねないかなと。地域再生計画の残りの年度である32年度、33年度の一般財源の投入についても、今後の発展を見させていただきたいと答弁されておりました。

この補正予算であっても、一般財源から55,000千円、2つ合わせて、地方債で37,000千円、これに国の地方創生事業が約86,000千円、これが1年目の予算

です。すごい金額だと思います。そして、これが何年か多かれ少なかれ続いていく現状を、前を向きながらも線引きをしていくことも、もしかしたら必要になってくるんじゃないかということで、3番目に線引きのことをお聞きしたんです。

今の私自身の意見として、かなり財政を、一般財源も55,000千円と。ほんで、毎年幾らかはまだ決まっていなくてしろ出ると思われます。これ、成功がもちろんベースでお話しせなあかんですけれども、もしあかんかった場合とかも考えて、ちょっと後ろ向きな話になっていますけれども、もう一回ちょっと町長の意気込みをお聞かせ願いたいなと、これについての。よろしくお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

先ほどの谷議員のときも、私、少しご答弁させていただいたんですけれども、本当に釈迦に説法になってしまうかもわからないですけれども、自分たちの地域を何とかしていこうよ、その中で、国のほうからこういった形で地方創生ということというふうな形でありました。それに対しまして、この国の交付金制度にのっとって町は手を挙げ、そして地方創生統括官、そしていろんなプロジェクトチームの中で、いろんな形で知恵を出し、検討し、その中でA、そしてB、C。今回はB、Cという形になっておるんですけれども、ということでやってまいりました。

何はともあれ何とかしていきたい、そして地域の活力を、そして地域のいろんな埋もれた資源をやっていききたいという形の中で、今回は取り組んできたつもりでございます。そういった形の中でこのソフト、そしてハードというような形の中で、まずもってやっていきたいなと、このように思っております。

いろんな形でいえば、お叱りを受けるところもあろうかと思うんですけれども、なかなか、地方創生統括官におかれましてやっていただいたんですけれども、じっくりゆっくり熟慮しながら、そして計画を立てていけるいとまもなかったような状況もございます。言いかえれば、走りながら考えたところも少なからず私はあったかと思えますし、私自身それでもいいからやっていけということで、私も指示を出した次第でございます。

そういった形の中で、ぜひとも、先ほど私もお答弁させていただきましたが、北村議員におかれまして、いろんな形でご指摘はもちろんありがたい、そして逆に、それとともに、またバックアップということも重ねてお願いしたいなと、このように思っております。

私たちの地域は、いろんな形で、国のこの交付金制度という形にのっとってしていくんですけれども、自分たちで何とかしていこうよという気持ちは変わってございませんし、今後ともその方向で取り組んでまいりたいなと、このように思っております。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 走りながら1億は、ちょっと大変怖いようなイメージがあるんですけれども、なぜこんなに早う言うたかというのも、もちろんまだ時期尚早じゃないかと

言われるんですけども、こないして聞いとくのも、一個の喝までいきませんけれども、そう思っただけだけでも一つかなと、気にしてただけだけでも。1億円強が動きますから、すごいことですよ。

すみません、ちょっと1個、西山統括官の最後の4番目が抜けましたんで、そのまま3回目で結構なんで言います。

この地方創生事業には、今やなくてはならない存在となった西山統括官。原則2年となっておりますから、基本的には現在の防災企画課の職員で今後引き継いでいくと答弁されております。防災企画課だけでは、まだ間に合わないんじゃないんですか。

これは、防災企画課の職員が劣っているという意味ではないんですけれども、例えば企画力、説得力、お顔が、お顔って男前のお顔じゃないんですけれども、国にもお顔がきくとか、内閣府にも一旦だめやと言われて若干趣旨も変更しましたけれども、内閣府にまた連絡でもとって、何であかんのやと、どないしたらいけるんやと仕組みについてお聞きできる交渉力、まだまだ勉強させていただくことが若い職員さんにもあるんじゃないかと。

一旦任期を終えられて、もう一度打診されてはとも思います。というか、そう思います。ご本人目の前にして言うのも変ですが、もう一度希望していただければ。新たに希望があれば雇用できるということもお聞きしております。もっともっと統括官から知識を吸収して、後にさらっと、はい、ありがとうございました、さようならと言えるんでいいと思います。もうちょっと勉強させてもらえたらというのも1個思います。

第1に、企画してまだ、その次の年度で終わるというのもなかなかつらいものがありまして、もうちょっとやっていただきたいなというのも本音でございます。ご自宅も大阪ということで、大変遠いところ、ご苦労なされていると思います。ぜひとも、引き続き当町でのご活躍をお願いする次第でございます。町長からも、ちょっと頼むわと言うていただけませんか、頼んどくわと。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

まず、先ほどちょっと1点目じゃないんですけれども、ちょっと北村議員、あと私、今、走りながらというような形でご答弁させていただきましたけれども、これに関しまして、北村議員、これだけはわかってほしいというのは、申請の期日が本当にもう近々なんです。そういった形の中で、いろんな形で熟慮した中でできるようなときと、またできない場合があったということ、これちょっと思っておいていただきたいなと、このように思います。

それと、今のご質問でございますが、私自身、やはりこういった議会の中でということもでございます。そういったことで、原則論ということで申し述べさせていただいた次第でございます。

本当に私自身、昨年、そして1年3カ月ということで、統括官と色々な形でおつき合いをさせていただいておる中でいえば、財務省の環境の中で、例えば内閣府等と、東

京に行ってもすれ違って「おう」というような形の中で、本当にいろんな人も存じておるなということで、その辺は感嘆するような次第でございます。また、例えば大阪の近畿財務局、そういった形の、もちろん当然のことだと思いうんですけれども、コンタクトもございますし、ひいては財務の関係でいえば、和歌山財務事務所の所長なんかも随分と懇意にされているという形の中で、私もお話をするケースもございますし、また地方銀行ということのいろんなトップの方とも、いろんな形で懇談されているということもお聞きしてございます。そして、キャリアでありながら、本当に腰の低いお方だなというような感覚も、私、思っております。

ただ、ここで北村議員は、町長またというような形でどうですかということなんですけれども、まだまだその辺につきましたらば、今後いろんな形で検討、また考えていきたいなど、こう思っておるんですけれども、北村議員、大変申しわけないんですけれども、この場で、じゃ次年度からどうしていくということは、ちょっとご答弁は控えたいなど、このように思いうんですけれども。

ただ、私もそうでございますし、防災企画課の職員もそうなんですけれども、それこそそばにおって盗めと言うたら言葉おかしいんですけれども、統括官のいろんなキャリアの中、また長年の蓄積のやってきたことを学んでいくということは、本当に私自身は大事だと思いますし、今後ともそういった形というのは、少なくともこの平成29年度は続けてまいりたいなど、このように思っている次第でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） また町長にこっそりオーケーと言っていたくのを期待します。次の質問に入らせてもらいます。税収増・人口減の抑制策について。

税収増・人口減の抑制策については、以前から議会でも、ふるさと納税、和田西にある旧住宅跡地、下の池の跡地利用について、何度か質問させていただきました。

町内の宅地造成については、津波に対する安全・安心な優良宅地を生み出すには、現状、町独自では不可能であると思います。民間活力を呼び込むことが唯一の方法であって、そのためには、町ができる環境整備を民間の事業計画に並行して実施計画を立てて、美浜町内にも安全・安心な住宅地の確保に努める必要があると考えます。

また、遊休地を宅地化にすることによって、将来、税収増・人口減の抑制策にもつながるのではないかと思います。町長はどんなお考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の2点目でございます。税収増・人口減の抑制策についてお答えいたします。

遊休地を宅地化することによって、税収増・人口減の抑制策にもつながるのではないかとのご質問で、町有地を処分して宅地として売却するという方向については、以前からご指摘いただいております。

まず、普通財産となっている旧和田A団地の跡地につきましては、売却を進めてまいります。旧下の池につきましても、道路部分の分筆をした後に、地元西中地区の役員の皆さんと協議の上、方向性を検討してまいります。

一方、遊休農地の宅地化に関してでございますが、耕作、非耕作のいかんにかかわらず、農地から宅地への転用許可につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、略して農振法、それから農地法、この2つの法律の趣旨に照らし、細心の注意を持って判断すべきものでございます。一連の手續としましては、まず農振法に基づく農用地区域から転用しようとする土地を和歌山県の同意を得た上で除外し、その後、農地法に基づく転用の許可を行うものでございます。

平成23年4月より和歌山県から権限移譲され、町が農地法に基づく農地転用の許可権者となっているところではありますが、県、町ともに法律の趣旨を十分尊重し、それぞれ同意もしくは許可するところとなります。特に、農地法上第1種農地として区分される農地、例えば和田不毛一帯の農地に関しましては、その転用が法律で原則許可できないこととなっております。

私といたしましては、現行の法律を適正に運用し、優良農地の確保と農業振興、農地転用の規制に努めていく所存でございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 農地には、農地区分という行政が定めた区分があるのはわかります。農業振興地域整備計画において、市町村が定める農用地の地区も許可が簡単にさせないのも理解できます。

しかしながら、人口減がとまらない当町において、本来作物を収穫する目的の農地も、高齢化や採算性の厳しさから、農地も放棄してしまう方々もたくさんおられるのが現状です。優良農地の確保と農業振興はもちろん、制限はたくさんありますけれども、おっしゃるように活用法が全くないというわけでもないと思われれます。例えば、2種農地を云々ともまではほとんどないんでしょうし、僕も詳しくはわかりませんが、例えば第3種農地に向けての市街地化ともまでは言いませんけれども、例えば農地を宅地にしてしまって、民間企業にアプローチをかけて広大な土地を活用していただくとか、税収増大という意味の範疇で手っ取り早いのは企業誘致。立地条件が税の優遇措置などをして、土地の提供、壮大な特典を出したら、もしかしたら企業は来ないとは限らないと思います。

当町では、ハード面も非常に厳しく、大きな道路や駅なども全くございません。特に和歌山県中紀、もっと下の紀南となりますと非常に難しいことであり、また専門性の高い企業ということであれば、もっともっと厳しくなると思われれます。

昔ちょっとお聞きしたんですけれども、例えばダイワボウさんでも、以前は呼び寄せるように幹部の方たちを呼んだようであります。当時は結局、学校とかも、そういう幹部の方たちはこの辺の学校へ行かれなくて、どんどん都会の学校へ行かれたということもお聞きしています。そのときに、もう一緒に帰ってもうたという経緯があったとお聞きしたこ

とがあります。

しかし、丸ごと企業と人をふやして、遊休地に企業誘致をして、そこに定住していただくというのも大切な考えではないでしょうか。それが1点と。

それとは別に、遊休地の中でも行政の範疇である遊休地という私の解釈なんですが、民間とはまた性質が違いますけれども、普通財産もその一つだと考えます。当町の普通財産全て出したら3,000坪ぐらいとお聞きしております、23項目ぐらいありましたか。以前にも私も言わせてもらいましたけれども、もっとそろそろ、ずっと言い続けている、同僚議員も言うてたと思うんですが、早く売ってしまえばいかがでしょうかと、簡単な話ですが。ほんだからもう担当課の手間も省けますし、税込アップにもつながりますし、一石二鳥だと思います。

行政財産もそうです。和田の柔剣道場、あそこもまだ行政財産になっているかということで、以前、公共施設の総合管理計画で、潰すにはまだ行政財産のほうがええということをお聞きしたような記憶もございます。

でも、例えばもう潰すんなら、それで早く潰していただきたい。ほんで、そこには、何かお聞きしますと、昔の農機具がいろいろおさめられていると、郷土資料館にあったやつを持ってこられているということでもありますし、耐震があかなくておっしゃるのであれば、耐震で潰れたら全てその中の道具、展示されているものも一切あかんようになりますよね。何か方法、ひとつ考えておいてください。

旧和田A団地もそうです。売却します、売却しますと、かなり。もちろんほったらかしとは言いません。ご苦労なさっているとは思いますが、なるべく早目に売却して、何かの税込アップとかつながってくればと。ちょっと今の柔剣道場と和田のA団地の具体的な進捗状況はいかがですか、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員のご質問の中で、企業誘致というような形でご提案もあったかと思うんですけれども、美浜町といえば、ご存じ、ご承知のとおり、太地町に次いで2番目に行政面積の小さな12.77㎏というような行政面積の町でございます。そういった形の中で、なかなか企業誘致ということは難しいのではなかろうかなと第一義は思います。

ただ、企業誘致ということで、例えば半島振興法という法律もございます。こういった法律にのっとって税の優遇面とか、その辺もあつたように私自身記憶もしてございます。そして、普通財産等々もそうなんですけれども、先ほど私自身ご答弁もさせていただきましたとおり、和田のA団地に関しましたら売却の方向で、北村議員もずっとその辺についてご質問等々もございました。一つのいい流れではなかろうかなと、私自身も考えてございます。そういった方向で、和田のA団地に関しましたら、その方向で取り組んでまいりたいなと、このように思っております。

それと、和田の柔剣道場に関しましては、ここには資料的なものは今は置いてはいない

のではなかろうかなと思ってございます。というのが、新浜の以前の公民館のところに、たしかそういった農機具等々置かせていただいているような状況でございます。現時点でいえば、この柔剣道場につきましても、後ほど担当課長、福島課長のほうからご答弁させていただきますが、これにつきましては、今後ですけれども撤去する方向だと私は認識してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 普通財産の活用ということで、旧和田A団地の跡地につきましては、鑑定評価を既に入れていまして、価格的には全体で10,000千円弱ぐらいの価値があるというふうな鑑定評価が出てございます。

現在の進捗ですけれども、まず南側の道路を拡幅した部分というのを分筆、その部分を売ってしまうとだめなんで、そこをまず分筆しなければならないということで、それを今現在進める段取りをしているところです。分筆が済みましたら、県のほうへ公有地の売却とかいう手段とか、やり方というのを、担当のほうで何度か聞きに行っていますので、その辺の例に倣って売りに出すということを考えてございます。

それと、武道場、柔剣道場ですけれども、たしか以前、公共施設総合管理計画の中で除却債を活用するというお話が、この建物についてもあったかと思います。除却債を活用して、まず更地にした上で、ほかに活用法がない普通財産ということになるのであれば、また総務の管理という形になるかと思しますので、そういう形になった際には、また売却もしくは下の池と同じように、地元の地区の役員さんとかの意見もお聞きした上で方向性を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） もうどんどん進めていっていただいて、少しでも町のためになるように、税収アップ、人口増につながるよう進めていかれたらと思います。

次の質問にいきます。去る平成29年4月27日付により専決処分された、当町内に土砂を仮置きしていた件についてお伺いします。

この一件で多額の住民の税金が使われていますが、町長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。また、当町において地権者の方から土地を借用する場合は、どのような方法で契約されているのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の3点目でございます。土砂を仮置きしていた件についてのご質問でございます。この中で、町長はどのようなお考えか。多額の税金が使用されているが、町長はどのようなお考えかでございます。

本件和解に関しましては、相手の方より私どもに対して申された内容から、今後の対応

については法律上の知識が必要となると判断いたし、直ちに当町の顧問弁護士に相談するとともに、その後の示談交渉や仮処分命令の申し立てにつきましても、弁護士を当方の代理人として交渉等を進めてきたものでございます。

近年の地方行政においては、その高度化が進む中、私ども自治体が直面する問題につきましても、以前にも増して複雑化してきているのも事実でございます。ゆえに、時と場合によっては、行政に精通した職員のみではその対応が困難となるケースが起り得るものであり、そのようなケースを迅速に解決するためには、法律全般に関する豊富な知識と経験を有する弁護士に依頼しなければならないこともあると認識してございます。

議員ご指摘のとおり、弁護士を代理人とすることにつきましては、少なからず費用を伴うものであり、ひいてはその費用を皆様よりご負担いただいていることにもなります。担当課に対しましては、このことを真摯に受けとめ、今後の職務を遂行するよう、また改善すべきところは即座に改めるよう指示した次第でございます。

2点目でございます。当町において地権者の方から土地を借用する場合は、どのような方法で契約しているのかのお尋ねでございます。土地を借用する場合における契約方法につきましてもでございます。

従来より、土地を借りる場合におきましては、有償無償にかかわらず、貸借の期間や金額、損害賠償責任などといった事項を記した契約書を所有者の方と締結してきているところでございます。しかしながら、本件に関してのみ、工事用土砂の一時仮置きということもあって、元所有者より口頭にて承諾を得ていたものであります。

先月11日ではありますが、再発防止の観点から、副町長より関係課長に対し、本件和解事案の顛末を説明するとともに、土地の借用に際しましては必ず契約書面を締結するよう、きつく命じたところでございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 経緯はよくわかりました。

まず、契約というところで、なぜ町が、あるんだと思うんですけども、僕ちょっと理解しがたいことがありましたもので、町が地権者と直接口約束でお願いする。例えば、工事請負責任者との話というのがほとんどだと思うんですけども、ここだけ、それも25年、26年という古いときからということで、口約束でお願いするようなことってあるんですか、本当に。

一般的には、今も言いましたけれども、請負業者と地権者が契約するというものだ。それで、はみ出したとしても、後々議案審議も入っているんでわかっているんで、経緯というのは、いろんな細かいことを省かせてもらいますけれども、その辺よくわからないんでちょっと教えていただきたいのと、ほかにほんまにないですか。後から出てきました、これも25年、26年の話ですよ。例えば、おい、ちょっと何か置かしてよとか、民対民ならいいですよ。官対民でお話しされているのに、口約束とかこんなあり得ませんよね。僕はそう思いますよ。

ほんで、もう1点。こちらのほうが重要やと思うんですけども、この件に関して、担当課の職員の方は大変苦勞されていると思います。ただ、今ちょっと答弁では、町長は経緯のみ答弁された。町のトップとして、担当課が失敗したことは使用者責任としてどうお考えかと。この経緯云々より、町長の後の処理のほうが今後大切になってくると思うんです。この答弁を聞く限り、法律の知識が必要だとか、法律全般に関する豊富な知識や経験が必要、弁護士が必要とか、お金がかかるとか。私は、多額の税金が使われていますと、弁護士にかかりますと、そんなこと聞いていないわけですよ。

例えば、ずばり言いますけれども、これ誰が責任とるんですか、本当に。課の責任ですか。この書き方からしたら、課には十分注意しますと書いていますけれども、課に責任とらすんですか。

私いろいろ、もう今はここに出てきているんで全協とかでもお話聞いていますけれども、私、町長からお話受けたこと一回もないんですよ。そら、例えば議長であつたり副議長であつたり、お話ししているかもわかりません。議員全員には、そういうお話一切ありませんし、副町長もそうです。もちろん、私らおらんかったと言い出したら、課長もおらんかったと思いますわ。その場に、その担当課長も。それはどこかにはおるかもわかりませんが、これ、私知らんで済ませられへんと思うんですけども、いかがですか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

まずもって、今回の事案なんですけれども、一時仮置きというような形の中で、前の地権者のほうに口頭でご了承、ご了解いただいていたということをお聞かせていただきます。そして、今回のこの事案なんですけれども、私どもの口頭の、所有者からいけば2代後で、そういった形のことを役場のほうに申し入れというんですか、言ってこられたということでございます。北村議員とその辺は意見が違ふかもわからないんですけども、私自身に関しましては、誰が、2代という形で2つ変わってしまう、所有者が変わってしまうんですけども、その方に所有者が変わっておるということも全く存じていなかった次第でございます。そういった形の中で、じゃどんな対応ができたかといえば、なかなかできづらかったのではなかろうかなと、このように思っております。

それと、私自身が初めの答弁の中で、担当課という形の中で注意をいたしましたよというご答弁をさせていただきました。北村議員が言われるのに、じゃ町長の責任はというような形のご質問でよろしいのでしょうか。

○4番（北村龍二君） そうです。

○町長（森下誠史君） この件に関しましては、私自身はよかったんか悪かったんかというたら、こういった形はいいことはないと思うんですけども、なかなかこれに関しまして、即座に情報収集ということはできづらかったかなと、このように思っております。

それと、私どもが担当課のほうで対応したんですけども、どちらかといえば、さきほどもご答弁させていただきました、不当な要求等々というような形と私自身は認識もしてご

ざいます。そういった形の中で、行政のほうでその人の対応に対処していくのがベストか否かという形の中でいえば、やはりこれに関しましては、法律に精通された、ましてや美浜町の顧問弁護士に、この件に関しましては対応していただくというのが、やはり私自身はベストではなかろうかなと、このように思っております。こういった形があるということも行政といたしまして想定した中で、やはり顧問弁護士ということで、これもしておるような状況でございます。

もう一度言います。これに関しまして、担当課もそうでございます。また、私もそうだったんですけども、本当に知らなかったというのが現実なんですけれども、こういった形が現実として起こってきた場合に、北村議員がおっしゃった多額の税金を投入したのではなかろうかなというような形のご発言だったかと思うんですけども、それに対しまして、やはり私自身は一番適宜な対応をしたと認識してございますし、今後、先ほどご答弁させていただいたとおり、この辺に関しましてきちっと契約ということで今後ともやっていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） おっしゃること全然わからんとは言いません、知らなかったって。ほんたら、知らなかったでそれで済むわけですか。これで、町民さんにも何らかの形で知れ渡ると思うんですけども、そのときにどういう対応をされますかと私はお聞きしているのに、しゃあなかったにしか聞こえないんですね、これ、今。仕方ないよって。

でも、町長が町長やったわけですよ、最初から、その当時から、25年、26年のときから。ほんで、課長、どの課長かその当時はわかりませんが、おられないかもわかりませんが、その当時も違う課長です。その課長が、すみませんでした、えらい今回ミスしましてと言うて、町長はこれが妥当な対応じゃないかと。これ、物すごくおかしくないですか、矛盾してないですか。

ほんで、結局、課の人間に、課長クラスの方に謝らせて、私は知らんというように聞こえるんですけども、いかがですか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員。私自身、人ごとというような形で言っているんじゃないんですよ。そういった形の中で、じゃ逆に、議長、ちょっと逆に北村議員に私、お聞きしてもいいですか。反問ということで。

○議長（高野正君） いいですよ。

○町長（森下誠史君） 北村議員、行政のいろんな形の中で、行政需要がまた多岐にわたる中で、こういった事案ということで今回起こってまいりました。じゃ、こういった形の中で、北村議員であるならば、議員はどういった対応をされるのでしょうか。その辺一度お教えくださいよ。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。今の反問権についてお答えしてください。

○4番（北村龍二君） 当然でございます。今、現に町のトップでございますから、やっぱりまずは、どうもすみませんでしたと、うちの課がえらいこととしてしまうと、町発信でやるのが当然じゃないですか。

この質問、僕びっくりするんですけども、今までの流れを聞いていても、そら町長のお怒りもわかるんですけども、私もちょっとあれですけども、どないするんですかと僕に聞くのはすごいことだと思いますよ。また、ほんで、すみませんだけでほんなら済むんかという話も出てきますよ。ねえ、それだけで済むんかいつて。

町長、副町長、ツートップ、ねえ、この責任どうしますかというのを議員に聞いてきて、思わず僕も言いましたけれども、すみませんでしたということ言うのが普通じゃないですか。

課の担当がすみませんでしたと言うてるんですよ。言うてます。課の担当が、このたびは申しわけございませんでしたと、えらいことしてしまいましたと。その中で私は知らなかったとか、そんなことは一切言うてませんよ、課の担当は。えらいもう私らの責任で申しわけございません、無事終わりました、ありがとうございますと。私も全協のときに課の担当課長に、どないするんよ、どないするんよと、はっきりと言いました。そしたら、わかっています、わかっていますと、ごまかしごまかし中にはありましたけれども、でも、すみませんでしたという反応ですわ。何も言えませんがという感じ。

ここ大事ですよ。すみませんでしたという気持ちはございませんか。これ、反問権から、別に1回、書かんといてください。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

先ほど私、すみませんという言葉は申し述べませんでした。ただ、よかったんかよ悪かったんかよというような形で言うたら、もちろん悪いということもお話しさせていただいたと思ってございます。

それと、先ほど私、多額の税金という形で投入もさせていただいたというような形のご答弁をさせていただきました。ということは、逆によかったということではないというような形、私自身は解釈しておるんですけども、おかしいでしょうか。それを、じゃ、よかった悪かったというんじゃないくて、すみませんというふうな言葉を北村議員はお求めになられておるということでございますか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 担当課から、ちょっと補足で説明させていただきます。

今回の件に関しては、2月20日に新しく所有者となられた方とのごことでございます。

当初より、先方の相手方が申されていたことといたしまして幾つかございます。まず、無断で置いている、それから無償で置いている。この件につきましては、私どもは、それよりも前の方の所有者と口頭にて承諾を得ていたところでございます。

しかしながら、土地の貸借契約においては、相続は引き継がれるんですけども、売買

とか競売によって新たに所有者となられた方には、その効力は引き継ぎません。ということからすると、2月20日に売買を原因として新たに所有者となられた方に対しましては、あくまでも権限なく私どもが置いているということは、これはもう事実として認識してございます。

次に、有償無償のお話でございますけれども、当然そういうことからしますと、新しく、前の方の口頭での無償という承諾は、当然新たな売買を原因として所有者となられた方には引き継ぎませんので、その日以降、新しく所有者となられた方、なられた日以降、私どもが土地の賃料相当額を支払いするというのも、これも事実として、当然当たり前の話と認識してございます。

それから、町で買うてください、もしくは云々ということも申されておったんですけれども、これについては法的根拠のないものとして町は判断し、応じてきてございません。

それから、最後ですけれども、あと2点ばかり、土砂に触れないように、それから土壤汚染はということもございました。土砂に触れないように、いわゆる、その方の所有される敷地には無断で入らないようにという意もあつてのことかと思えます。これにつきましても、当然先方さんのご主張は、客観的に見ると、それ相応の理由があることと認識してございます。

全員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、自力救済の原則というのが、日本の法律には大原則がございます。たとえ自分のものであっても、他人様の土地にあるものは、勝手に自己の力をもって取り返すことはできないよとするならば、法律の手段にのっとりやる、これが最高裁の判例でございました。

それで、土砂に触れるなという申し出に対しましても、いろいろ弁護士と相談してきたんですけれども、確かに土の所有権は私どもにございます。ところが、現状下を見ると先方の方に占有されていると。所有権は万能を言われておりますけれども、立場上、占有権よりも上というふうに言われておりますけれども、どうしても自力救済の原則から、法律にのっとりした手続でないと取り返すことができないということでございます。何度もなりますけれども、土砂に触れるなという申し出については、ある意味そういうところで、私どもも強硬手段には出られないという判断をしておったわけでございます。

最後です。土壤汚染については、これについてもいろいろ弁護士の先生の方と相談しました。程度の問題はありますけれども、やはりそう言われるという先方の方のご主張も一理あるというところでございます。

このようなことから、結果としてこのようなことを申し上げたわけでございますけれども、やはり弁護士の先生にお頼みし、いろいろやりとりをさせていただき、最終的には裁判所の仮処分命令の申し立ての審尋の場で和解に至ったわけでございます。

確かに、全員協議会の場では、担当課長として、ある意味、申しわけございませんでしたと、いろいろお騒がせしてという言葉もおっしゃったかと思えますけれども、今回のケースでいきますと、基本的には前の所有者の方には承諾をいただいております、土砂を置か

せていただいたことでありまして、私どもの課といたしましては、ミスという案件ではないと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 河合課長、熱冷まし、ありがとうございます。経緯もありがとうございます。

ミスではないものに金払う。すごいリッチですね、うちの町は。不当な要求と言うてましたね。こんなん言うて大丈夫ですか。お金払うんでしょ、相手さんにも。ミスがない、不当な要求って、ちょっと考えにくいんですよ、これ。普通じゃ、民のことばかり言うて悪いかわかりませんけれども、その官ならではの考え方といいますか、そんなん、ミスがなくて何でお金払わなあかんのという状態で、もう一回裁判したらよろしいやん、ほんなら、ミスないんやったら。うち関係ないですよ。裁判してやり直したらよろしいやん。ミス、うち何も関係ないと。何ばか払うんでしょ、裁判費用と、ほんで何ばか払うんでしょ、日当。でも、うちはミスじゃないと言うんでしょ。でも、お金払わなあかんのでしょう。もう一回裁判したらよろしいやん、それやったら。

もう言うてはることが、私個人かもわかりませんが、よくわからないです、本当に。謝ってくださいというのは、もちろん私に謝ってくださいじゃないんですよ。町民さんに謝ってくださいと言っているんですよ。謝ってくださいともう言うてしまいましたけれども、普通はどうやるんですかと反問権いただいたんで僕言うだけで、このまま僕、終わっても、実はええと思います。絶対にどうにかなりますわ、これ。これはこれで、しゃべっていること、どうにかなりますわ、これ。私はこれで終わらせてもうてもいいと思います。議案審議もありますもので。

ただ、この状況というのは、大事なお話をしていただいたと思っています。皆さんが判断されると思います。終わります。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は13時30分です。

午前十一時二十二分休憩

午後一時三〇分再開

○副議長（谷重幸君） 議長を交代して、再開します。

5番、龍神議員の質問を許します。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、気持ちを新たに質問させていただきます。今回は2点について質問をさせていただきます。

まずは、ファミリーサポートセンターについて質問いたします。

昨年第1回定例会において、ファミリーサポートセンター事業についての質問をさせ

ていただきました。その後、御坊市がファミリーサポートセンターの開設に向けて動きがあるようだ聞き、私は半信半疑で御坊市の動向を見守っていたところ、8月の地方紙に29年秋の開設に向けてスタッフ会員募集、9月から研修という記事を見ました。早々のニュースに、我が町の反応はどのようなものかと注視してきました。

私は、以前よりファミリーサポートセンターは子育て支援の重要施策の一つと考えており、県下では和歌山市、田辺市を初め現在5件開設されています。今回の御坊市の参入で、この事業の有効性は世間で徐々に注目されてきたことの証明になるのではないのでしょうか。

今回、御坊の開設は、御坊を中心としたこの日高圏域の子育て世代やお孫さんを預かっている祖父母世代のニーズは十分あるのではないかと考えます。田辺市では、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町が参入しています。岩出、紀の川は2市で開設されています。このような事例があるように、御坊市が10月開設に向け具体的に動いているこのタイミングで、この事業について、いま一度我が町のお考えをお伺いしたいと思います。

1、以前ご答弁いただいた折に、子育て世代の住民のニーズ、財政の状況、近隣市町の動向等を踏まえ、総合的に本事業の有効性を検討していきたいとおっしゃっていただきましたが、町として検討していただきましたか。また、今回の御坊市の動きをどのように捉えていますか。

2番、田辺市のように近隣町の参入はできるのですか。

3番、町としてこの事業に参入しなければ、我が町の住民の皆さんはスタッフ及びサービスを受ける会員にはなれないのでしょうか。

4番、もし参入できるのならば、協力金のような費用が発生するのですか。

以上の4点についてお伺いいたします。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員のファミリーサポートセンターについてのお尋ねで、4点ございます。

1点目が、以前の質問から検討の状況はにお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡調整を行うものでございます。この事業を行うことになれば、以前ご答弁させていただきましたが、保育施設までの送迎のサポートを行うことができたり、保護者の病気や急用等に対応できたりするなど、子育て世代のサポートに資することができると考えてございます。

議員ご指摘のとおり、御坊市では、平成29年秋からファミリーサポートセンター開設に向けて、スタッフ会員の募集を行ったり研修を計画したりといった動向があるようでございます。そんな中、美浜町の検討状況はどのようなものであるかのご質問でございますが、美浜町としては御坊市の動向を注視している状況でございます。今後、御坊市の取り組み状況を鑑みたくて、参画に向けた取り組みについて検討できればと考えてございま

す。

2点目でございます。田辺町のような近隣町の参入はできるのかのお尋ねでございます。

日高管内では既に病児・病後児保育事業におきまして御坊市を中心とした広域的な取り組みを行っているところでございますが、今回のファミリーサポートセンターにつきましても、御坊市及び日高管内他町と協議の上、参画することができればと考えてございます。

続きまして、3点目でございます。町としてこの事業に参入しなければ会員になれないのかでございます。

基本的には、事業に参入することがスタッフに参加したりサービスを受けたりできる条件になろうかと考えてございます。

4点目でございます。参入できるなら費用は発生するのかにお答えいたします。

参入することになれば、分担金等が発生するものと考えてございます。

○副議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入らせていただきます。

今回のご答弁では、私の感触としましては、この事業の有効性は認識していただいたと受け取っていいのでしょうか。

御坊市の一連の動きについて、私なりに子育てをしている世代の方にこのことを聞いてみると、残業時のお迎えや発熱時のお迎えと受診、病児の預かり、時にはお父さん、お母さんのためのちょっとした息抜きなど、幅広い理由で利用できるのならば利用してみたいという人もいました。町は、分担金等が発生するのであれば、財政難の折、慎重になっても仕方ないのですが、育児の負担が軽減される環境になれば就労と子育ての両立への不安も軽減されます。これこそ男女共同参画社会の実現に一步踏み出せると思うのです。ぜひとも慎重に考えていただいた上で、保護者のニーズも高まり、有効性を十分納得いただいた折には迅速に取り組みを検討してください。子育て支援の選択肢を幅広く用意することも、町長の所信表明でもある「あたたかい町づくり」の一つだと思うのです。

そこでですが、以前町内の人にファミリーサポートセンターの開設の協力と開設の折には美浜町も参入してほしいとの相談を受けた際、スタッフ会員に既になっている人を紹介してもらいました。2年前の12月には御坊市で2回目の養成講座が開かれていたのです。既に事業は活動していました。ご答弁では、基本的に参入しなければスタッフ会員やサービスを受ける会員にはなれないのではとの見解ですが、御坊市ファミリーサポートセンターになると、その人たちはスタッフとして働けないのでしょうか。利用会員も町内にいるかもしれません。10月10日開設とのことですが、それ以降利用できないということでしょうか。

そこでお伺いいたします。

1、ファミリーサポートセンター開設に動き出した際に、御坊市のほうから参入の打診はなかったのですか。

2番、開設が具体化されていく中、ニーズ調査はしないのですか。一度調査してみても

でしょうか。

以上の2点についてお伺いいたします。

○副議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 龍神議員にお答えをいたします。

2点あったかと思いますが、1点目、ファミリーサポートセンター開設について打診はなかったのかということですが、教育課がその担当になるかどうかというのはすごく微妙なところなんです、私のほうには向こうからの打診はございません。今後、町長の答弁にもありましたように、御坊市が秋、10月過ぎですか、始まって、その様子を見た中で他町の、例えば美浜とか日高とか由良とか、そのあたりの町が参加しようという動きが出てくれば協議の会なんかも開かれるのかなと、これは予想をしていますが、向こうからの打診はございません。

それからもう1点ですが、ニーズ調査はしないのかということですが、これは平成27年4月に子ども・子育ての支援法が始まって、そのときには、それに当たってニーズ調査は1回もうしています。そのときにはまだこのファミリーサポートというのがそんなに認知されていなかったというようなこともあって、今ちょっと資料はここにはないんですが、そういう数としては余り多くはなかったかと記憶しております。また詳しい数字をもしお知りになりたければ教育課のほうへ来てください。

以上でございます。

○副議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 打診がなかったということで、ああ、そうなんだと。私は打診とかやっぱりあるのかなと思っていたので、それではっきりしました。

それと、ニーズ調査ですが、きちっと27年4月にさせていただいているんだというのがわかって私も安心したし、まだ今そんなに認知されていないんだというのもよくわかりました。数字のほうはもうその感触だけでも十分わかったので、今のところはそれで結構です。

対象年齢がゼロ歳から12歳だということで、少しでもニーズがあれば早く調査をして、子育て世代と子育てを終わった世代の人の何らかの助けになればと思ったのですが、ニーズがそれぐらいないということで、そんなに慌てることはないのかなと私も今回思いました。でも、美浜町も子育てにきめ細かく対応しているし、育てるのに環境が充実しているねとやっぱりほかの町から言ってもらえる町にさせていただきたいのは、町長と考えは私も同じであります。

よって、ニーズはないかもわかりませんが、準備をしておいたら、そういうのがあるというのをわかった時点でやっぱり使っていただけていいのかなという思いもあるので、今後やっぱりその辺を考えて町長も検討していただきたいと思います。今の時点ではやっぱりよいか悪いかわからないのが実際のところだと思います。お金のこともありますし、慎重になるのも理解します。この対策が万全だとは決して私も思っておりません。しかし、

ファミリーサポートセンターに限らず新しい事業には、積極的にアンテナを伸ばして研究はしていただきたいのです。そのような考えでは、町長はどのように思われますか。3回目なので見解をお聞かせください。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

私も同感でございます。ひまわりこども園等々もそうなんですけれども、やはりこういった子育てということは、随分とこの町にとったら大事だと私も認識してございます。それこそ、つどいのへや等々もそうですし、学童もそうです。また、病後のこういった保育等々もそうですし、このファミリーサポートセンターもそういったニーズをば勘案しながら今後取り組んでまいりたいなど、このように思っております。

○副議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） それでは、次の質問に入ります。

町内行事の日程について質問いたします。

先日、5月21日の日曜日、町内一斉清掃と小学校の運動会が本年度は同じ日程で実施されました。なぜこのようなことになったのでしょうか。例年、町内一斉清掃は5月の第3日曜日と決まっています。それはご存じのとおり、広域清掃センターに休日持ち込めるのが奇数月は第3日曜日だからです。健康カレンダーにも載っている行事です。

そこで、運動会ですが、今までは偶然5月の第4日曜日に開催されており、どうして第4日曜日に開催されているのか考えてもみませんでした。それどころか、運動会は5月の第4日曜日と思い込んでいました。まして、今回のように町内一斉清掃と同じ日程になるなんて思いもしませんでした。

私はその情報を耳にしたのは4月12日でした。この件について吉原区の執行部の方々と話し合った結果、どうしてこのような日程になったのか、今なら日程の変更ができるのではないかなど、早急に事情の確認と、できれば日程の変更を要望してみようということになりました。

まずは、私が翌13日に住民課長に事情を聞き、その上で教育課に行きました。教育課長にはお会いできませんでしたが、町長にお会いできたのでお話を聞いていただきました。そのときのお話では、運動会の日程については5月20日以降の日曜日に実施するようになっているだけで第4日曜日に決めているわけではない、ゆえに21日に決まったのではないかとのお話で、行事の重複はほかにもある、今回の件は特別ではないとの町長の見解でした。こう書いてしまったら冷たいんですけれども、もうちょっと優しく言っていただきました。

しかしながら、以前にもプレミアム商品券の販売と集団健診の重複や小学校の登校日と公民館の絵画講習など、一般質問で取り上げられる重複行事は多々あります。その都度、住民の皆さんが疑問に思う町内行事の日程の決め方に、どうしても疑問を持ちます。このような過程をご理解いただき、結果論となる事柄ではありますが、いま一度お考えをお伺

いします。

1番、ひまわりこども園、小・中学校の行事日程はもちろん各園・学校で決められるのですが、教育委員会のかかわりはどういうものになっているのですか。

2番、最終的に町内行事の日程はどのように決められているのですか。

以上2点についてお伺いたします。

○副議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ひまわりこども園、小・中学校の行事日程の決定と教育委員会のかかわりについてのご質問にお答えをいたします。

法的に申し上げますと、学校の教育課程、つまり年間教育計画の編成については教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則などに示されており、それらを受けて学習指導要領総則で学校が編成するというふうに規定されてございます。教育委員会は、学校からの年間教育計画の報告を受け、管理するという関係にあるわけでございます。

なお、本年度の小学校の運動会の実施に当たり、ご迷惑をおかけしました関係者の方々には深くおわびを申し上げたいと思います。今後は、5月の第3日曜日については十分な注意を払って年間計画を立てるように伝えてございます。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 2点目でございます。最終的に町の行事日程はどのように決めているのかにお答えいたします。

各課の行事をいつにするのか、基本的には各課の判断に任せてございます。健康推進課で作成している健康カレンダーに大まかな年間行事が掲載されていることから、各課の担当者はそれぞれの判断から、できるだけ主要な行事と重複のないように日程を決めているのが現状でございます。

確かに龍神議員がおっしゃるとおり、数年前にはプレミアム商品券の発売日と総合健診、小学校の登校日と絵画講習が重なり、住民の方から苦情が寄せられたのも事実でございます。役場の各課が実施する行事につきましても、季節なども考慮しますので、スポーツ大会なども含めると、全てを日程調整して重ならないようにすることは現実的には難しいものがございます。多くの住民の方が参加する行事がダブルブッキングにならないよう、各課において今後とも注意いたします。

○副議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入ります。教育長のほうからも町長のほうからもちゃんとおわびを言っていたので、再質問というような形ではないとは思いますが、聞いてください。

今回の行事日程の重複は、5月18日の区長会でも議題に上ったと伺いました。12地区の中6地区の区長さんからも意見が出たとのことですね。なぜ今回の重複がこれほど問題になったのかは、ご答弁いただいたように、行事の対象人数がさきに述べた行事とは比

べ物にならないからです。言うまでもなく掃除は基本、全世帯対象ですし、運動会は学校行事の中で一番保護者がたくさん来られる行事です。それに、皆さんはどちらもとても大切な行事と捉えてくれているからです。ありがたいではないかと思います。

町長の言われるとおり、季節の限られた日数の中で重ならないよう日程を組む難しさは十分理解しています。私は、全ての日程について言っているわけではもちろんないのです。今回の件については、避けられることもできたのではないかと思えるのです。どこかの時点でチェックできたのでは、できるようになっていないのかが今、今回の問題の焦点になってこようかと思えます。

教育課のご答弁では、学校行事の日程は学校で決めるとのことですが、先生方が町行事日程を知らないのは仕方がないにしても、教育委員会は町民で構成されているので、学校から年間教育計画の報告を受けた際に、もし気づいていただければ、町と十分話し合う時間が持たたのではないかと思うのです。また、管理する関係ということは、学校のほうに言えるのは教育委員会だと解釈すると、庁舎内で検討された結果、もし運動会を変更しようとなった場合、学校に要請できたのではないかと思うのです。

地区長さん初め役員の皆さんは、清掃の段取りも大変ですが、休みの朝早くから地区民の皆さんのご協力をお願いするのにとってもご苦労されているのです。吉原区では、今回の件でどうして運動会の日に清掃を当てたのか、掃除の日程を変えてくれないかと区主催の清掃と思って前区長宅に言ってくる人がいれば、「運動会なので掃除休みます」など、区や近所の人に気を使って断りを入れてくる人などいたと聞きました。21日以降も皆さんの疑問視する意見を耳にいたしました。それほど今回の日程の組み方は、地区を初め皆さんに心情的なものも含め多大なご迷惑をかけました。

日程の重複が議会で取り上げられるのは、私が議員になって以降3回目です。庁舎内で日程の情報を各課で共有できないのでしょうか。不思議でなりません。課長会議もあると聞きました。何のための課長会議なのか。重要な日程などは決まり次第報告をして皆さんに協力してもらうようにすれば、何か手だてが打てたかもしれないと思うのです。

そこでお伺いします。

もう謝ってはいいただきましたが、ちょっとすみません。私の知る限り4月12日の時点で日程の重複はわかっていたと思いますが、考える余地すら本当になかったのですか。何か問題で検討していただけなかったのですか。1カ月以上日にちはありましたが、学校関係では変更ということを考えるに当たって少ない日数だったのでしょうか。本音を聞きたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○副議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私どもへ、龍神議員から町長を伝うて話が入りました。当然、そのまま放っておいたわけではなく、すぐ校長を集めてどうにかならないかというふうな形で協議をいたしました。ただ、協議をしたところ、今変えたらほかの部分へ迷惑かかってくる部分があると。ほか

の行事へ。またそちらも変えんなんというふうなことがありまして、簡単な言葉で言うと諸般の事情という言葉になってしまうんですけども、そういうふうなことが裏側にありまして変えることができなかったということです。その点ご理解をいただきたいと思ます。

来年度からは、先ほど申しあげましたように第3日曜日は外すということで強く言うておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○副議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） やっぱり本音を聞かせていただいて、心と心、やっぱり人間ですので伝わってくるものがあります。私はちゃんとこれをきょうは一般質問して、それを聞かせていただいてよかったと思ますし、町民の皆さんもこれで私が「議会だより」へ出したら伝わるものもあると思するので、今回の件はこれで多分皆さん落ちついてくれると思ます。

今回の件は町民の皆さんもやっぱり疑問視している人がとても多いと聞きましたので、各課において注意しますとのご答弁を先ほどはいただきましたが、このようなお考えではやっぱりいかにもちょっと弱いのではないかと、再度このようなことが起きたらどうするのかなど、やっぱり心配になっております。そのようなことが起こらない具体的な対策をとってこうというお考えは町長はございませんか。最後の質問ですが、よろしく願います。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり課長会議ということで、毎月なんですけれども、月終わりにそういった形で各課長が集まって協議をしてございます。また、ご存じのとおり健康カレンダーということで、それは1年前になってしまうんですけども、そういった形で各家庭にお届けもしているような状況でございます。

本当、先ほど私自身もご答弁させていただいたんですけども、できるだけそれは避けたいという形の中で私も言っていますし、だから、今まで例えば書いていなかった行事等々も、いや、これだったらもう日程的にわかっているから、これもこの健康カレンダーに入れておきなさいよということで指示した事案等々もございます。おっしゃるとおり、できるだけそういった重複を避けて、そして課長会議等々もさっき言ったとおり毎月ございます。そういった形の中で、情報の共有をさらに密にして今後とも取り組んでまいりたいなど、このように思っております。今回の事案に関しまして、本当に申しわけなく思っております。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今回は納得しましたので、これで質問を終わります。

○副議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は14時10分です。

午後一時五十九分休憩

——・——
午後二時一〇分再開

○副議長（谷重幸君） 再開します。

10番、中西議員の質問を許します。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って、3項目の一般質問を行います。

まず最初に、高齢になっても安心して暮らせる町にということで質問をします。

5月22日に西中老人クラブ、松涛会といいます。総会が中津荘で開かれました。「人生70年古来稀なり」と言われておりますが、古希の70歳は現在はもう若いほうです。2月に白寿になった女性とか卒寿を迎える女性2名も参加いたしました。こんな会に参加できる。健康長寿で大変おめでたいことですが、一方ではいろいろな事情で参加できなかった人もたくさんおります。

本町の高齢化率は約33.9%、3人に1人が65歳以上となっております。その高齢者の現状は大変厳しいです。「下流老人」が流行語になり、働かないと生活できない高齢者が多く、高齢者の就業率は、ドイツは5.4%だそうです。日本は20.1%あります。高齢者の貧困の原因は、収入が少ない、十分な貯金がない、頼れる人がいないと言われております。高齢者の収入の多くを占めるのが年金でございますが、その年金の支給額は年々削減されており、昨年末に強行可決された国民年金等改正法案では、物価と賃金の変動がどうなろうと低いほうに合わせて年金を削減することになりました。これにより今後30年間、年金は減らし続けられます。これは私らだけの、高齢者だけの問題ではないと思います。皆さんにもかかってくることだと思います。

こうした中で、高齢者の貧困率は増加しております。実質的な生活保護基準、高齢者単独世帯で1,600千円、夫婦世帯2,260千円だそうです。これ以下の所得の高齢者世帯は平成26年で617万世帯791万人あります。2009年からの5年間で120万世帯150万2,000人も増加しております。これは厚労省の国民生活基礎調査によります。

また、生活保護世帯の半分近くが高齢者世帯でございます。本町では高齢者の経済的状況は把握していないということですが、第6期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定時実施したアンケートによりますと、「ややゆとりがある」と「ゆとりがある」と回答した高齢者は合わせて33.8%。これに対して「やや苦しい」と「苦しい」と回答した人は56.5%あります。経済的に苦しい人の割合が半数を超えています。また、65歳以上のひとり暮らしは605世帯と、18.1%もあります。老夫婦の世帯数はわからないということですが、これも相当数に上るのではないかと推量されます。

高齢者からさまざまな困り事を訴えられることが多いです。高い介護保険料を年金から

天引きされているが、介護が必要になったとき利用できるのか、ひとり暮らしで夜中に何かあったら大変心配だ、低い年金で入所できる施設はあるのか、入院することになったら医療費が払えるのか、多額の葬式金が必要と言われるが準備できない、墓はどうなるのだろうか、危ないから免許証を返納したらと言われるが、車がなければ病院にも買い物にも行けない、自治会に協力できなくなり、若い人の迷惑になっているのでは等々、いろんなことを訴えられます。

高齢者が安心して暮らせる町は、全ての町民が安心できる町ではないでしょうか。このような高齢者の心配事にどう対応していったらいいのか、以下8点の質問を行います。

1点目、第7期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定事業が進んでいるようですが、介護保険料はどのぐらいになる見通しですか。

2点目、ひとり暮らしの高齢者への見守り活動は、民生委員や郵便配達員などによる訪問、社協ボランティアによる電話訪問、配食サービスを活用した見守りなど行われておりますが、夜間はどうなっているのでしょうか。

3点目、平成28年度第4回定例会で高野議員は、斎場に葬儀もできる場を設置してはどうかと質問をされました。これに対して町長は、一度検討・協議してみると答弁されました。ひとり暮らしや老夫婦だけの世帯がふえる中、こうした施設は必要だと思います。検討・協議はどのくらい進んでいますか。

4点目、跡継ぎがない人や子や孫に負担をかけたくないと考える人がふえ、墓をどうするのも問題が出てきております。また、町営墓地でも管理する人がいない墓がふえていると聞いています。そのため、宗派に関係なく無宗教の人も入れる共同墓あるいは納骨堂をつくる検討を始める必要があるのではないのでしょうか。

5点目、高齢ドライバーによる交通事故が多発する中、ことし3月に改正道路交通法が施行されました。75歳以上の高齢者の認知機能検査を運転免許更新時に行いまして、事故を減らすことになりました。警察庁によりますと、75歳以上の免許返納率は、2005年は0.31%から2016年3.4%と10倍以上にふえております。

そこで、免許を返納するとタクシー料金やバス・電車の運賃を割引するなど、また温泉入浴料や電動車椅子購入費を割引するなど、多様な特典をつけている自治体があります。由良町では、タクシーの初乗り運賃分を助成するタクシー券30枚つづりを交付する、こういう事業を行っております。本町もタクシー券支給など何らかの特典を考えてはどうですか。

6点目、福祉タクシー券の支給について。本町は申請主義をとっていて、本人が役場へ来て受け取ることになっております。印南町や日高川町、みなべ町では、町職員や民生委員が該当者の自宅へ届けると聞いております。日高町では受け付ける出張所を何カ所か設けていると聞いております。こういう点で、本町も改善できないのでしょうか。

7点目、本町で一番高齢化が進んでいる三尾地区には、バスの停留所が4カ所しかありません。特に雨や風の強い日など、高齢者がバス停まで10分も15分も歩いて行かねば

ならないのは非常に酷です。浜ノ瀬や入山地区でも同じような問題があると思います。そこで、過疎地の自治体で取り入れられているデマンドタクシー（乗り合いタクシー）を検討してはどうでしょうか。熊野市ではデマンド（乗り合い）タクシーに取り組んでいるようです。本町でもこうした自治体を参考に、今から検討していく必要があるのではないのでしょうか。

8点目、自治会から高齢を理由に退会する人や班長などの役を辞退する人がふえてくると予想されます。従来の自治会のシステム、例えば町からの配布物の配り方、草刈りなど清掃活動のあり方等を今から検討しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、多いですけども、よろしく申し上げます。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の高齢になっても安心して暮らせる町にのぞねでございます。8点でございます。

1点目が、第7期介護保険事業計画の介護保険料の見込みはでございます。

平成30年度からの介護保険料は、今年度に策定する第7期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画により決定することとなります。現在は計画策定支援業者が決定し、昨年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の入力、集計、分析を行っているところでございます。

今後は各計画、施策の達成状況、分析作業やサービス費用見込み額や被保険者見込み数等に基づきまして国から提供される保険料算定ツールを活用する作業等があり、国の介護報酬改定にも影響されることから、平成30年2月ごろに介護保険料が算出される見込みとなっておりますので、今はまだご提示することはできません。

2点目でございます。ひとり暮らし高齢者の夜間の見守りにはお答えいたします。

ひとり暮らし高齢者等の見守りには、議員がおっしゃるように民生委員や社協の電話訪問ボランティアや訪問給食サービスなどがあり、郵便配達員のほかにも新聞、電気、J A、乳酸菌飲料など一般家庭に出入りする機会が多い民間の事業者の方が、日常の業務におきまして異変に気づいたときには行政へ連絡するといった協力体制もございます。

夜間の場合ですが、主に緊急通報装置を設置することで本人からのボタン操作による通報や、センサー緊急信号機器の検知による通報で警備会社や協力員による安否確認が可能となっております。

3つ目でございます。斎場に葬儀もできる場の設置について、検討・協議の進みぐあいでございます。

昨年12月議会で高野議員からのご質問に、ニーズ等含めて一度検討しますと答弁をいたしました。その後、関係課と協議しましたが、プレハブや新しい建物については建設する考えはなく、地区の集会場を使いやすくするよう引き続き区長をお願いをしていきたいと考えているところでございます。火葬業務に支障が出ないよう、火葬炉や建物の維持管理をしっかりやっていきたいと思っているところでございます。

続きまして、4点目でございます。町営墓地に共同墓、納骨堂を考えないのかのお尋ねでございます。

現在、墓碑をお持ちの方には管理料を年1回お支払いいただいております。また、墓地管理運営事項につきましては、墓地管理協議会でご協議いただいております。共同の墓となりますと、使用料や管理料など検討しなければならないことがたくさん出てきますので、私がどうするか答弁することは控えたいと思っております。そういう問題につきましては、協議会にお諮りして考えていただくようになってございます。7月3日に協議会を開催いたしますので、その席で一度委員の皆様にご協議いただきます。

5点目でございます。免許証返納者に何らかの特典を与える考えはないのかでございます。

運転免許証を自主返納してかわりに運転経歴証明書の交付を受けることで、いろいろなお店で割引が受けられたり、公共交通機関の利用料が割引されたりという取り組みはよく耳にするところでございます。ただ、都市部におきまして公共交通機関網が発達している地域と美浜町のような地方の町を同じ尺度ではかれないのが難しいところであると思えます。自家用車がないと日々の暮らしにたちまち支障を来す地方のまちでは、運転免許証の自主返納を推進する前に代替交通機関の検討が先決であると考えてございます。したがって、現在のところは自主返納による特典等の制度化等は検討してございません。

6点目でございます。福祉タクシー券支給方法の改善のお尋ねでございます。

美浜町では外出支援券といいますが、この対象となる方は役場の福祉保険課及び健康推進課の窓口で申請していただき、交付してございます。交付申請は本人以外の方でも、全戸配布しています案内チラシ裏面の委任状をご利用いただければ代理人の方の申請も可能であり、同一世帯の方なら委任状も不要で申請いただいていることから、この受け付け体制を変えることは考えてございません。

7点目でございます。デマンドタクシーの導入にお答えいたします。

運転免許証の自主返納の問題とも関連して、代替手段となる公共交通機関の必要性は認識してございます。日ごろマイカーに乗りなれた方が、運転免許証を返納した後に、デマンドタクシーのようなサービスがあればそちらを活用するのかどうかの見きわめも必要であると思えますし、デマンド交通にはいろんな形態があるようでございますので、もう少し研究させていただきたいと思えます。

8点目でございます。高齢化社会に対応した自治会のあり方でございます。

午前中の谷議員の一般質問にもお答えいたしましたように、少子高齢化に伴い区長のなり手がないうなど、自治会を取り巻く環境は大変厳しくなりつつあることは承知してございます。しかしながら、役場のマンパワーにも限りがある中で、自治会の方々にご協力をいただかないと地方自治が成り立たないという事情もございまして、今後とも区長会の皆様方と協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目につきましては、まだ出ないということで、来年になるということでございますので再質問はございませんが、第5期のときに保険料が大幅に引き上げられました。第6期は100円でございますので、できるだけ引き上げの幅を少なくしてくれるのと違うかなということを期待しております。これは再質問はございません。

2点目につきましては、私の近くでびっくりというかショックを受けるような出来事が最近ありました。一つは、ひとり暮らしの人が、もう八十五、六の人ですけれども、非常に元気だったんですが、ところが脳梗塞を起こして倒れていた。そして、近くに住んでいる子どもさんがご飯を持ってきた。3時間ぐらいたってやっと発見して、そして救急車で行ったんですけれども、脳梗塞なんかは即行ったら回復というか、早いと言われるんですけれども、非常に重い後遺症にあると聞いておる。これが非常にショックでした。

もう一つは、町内の方ではないんですけれども、私と同年の人で非常に元気に活動されていた人なんですけど、ところが、この人は旦那さんも10年前に亡くなってひとりというか、高齢のお母さんと暮らしていたんですが、お母さんがショートステイに行っている間にひとりになって、ショートステイから帰ってきて、いつも出迎えてくれるのにきょうは何で出迎えないのかな、どこ行ったのかなと探したら、お風呂の中で亡くなっていました。ちょうど私と同年の人なんですけど、これも非常にショックを受けたんですけれども。つまり、夜間とか入浴時にこういう発作が起こるといことは多いんじゃないかと思えます。

そこで、本人からのボタン操作による通報、これはなかなか、発作が起こって即ボタン操作はできないと思えます。そこで、センサー緊急信号機器、これは一体どういうふうなものかということをお教えください。

それから、3点目につきましては、この問題については私は平成22年にも質問をしているわけなんですけど、このときは森下町長ではなかったんですけれども、同じような回答をいただきました。もう大分たっているのになかなか、これも本当に考えていかなあかの違うのかなということなんですけど、先ほどのご答弁の中で地区の集会場を使えるようにとこういうふうな、これなかなか話が進まないと違うんじゃないかなと思うんです。

といいますのは、この前新聞で見たんですけれども、喪服を着て飲食店へ行って非常に何か変な目で見られたと、そういうことがありました。これ、いろいろ論争になっているんですけれども。喪服でもそういうふうに嫌われる。日本人の昔からの考え方に、死というのは汚れ、忌み嫌われるものというのがあります。そういう棺、ご遺体の入った棺を集会場へ置く、これはなかなか住民の方の理解を得られにくいんじゃないかなと思えます。そこで、なかなか難しいかとは思いますが、建設する考えはないということでございますが、もう一度考えてもらえんかなということなんです。

それから、4点目につきましては、これは墓地管理協議会でお諮りしてくださるという

ことをございますが、既につくられているところがあるわけです。これは本でちょっと読んだんですけども、都立小平霊園というんですか、そこでは公営墓地にこういう合葬の墓地をつくりまして、入れるというか、そこへ納骨してもらうときに1体132千円を払って、もう管理費は要らないと、1回払って。そして、20年間骨つぼをそこへ入れておいて、その後どうしますかというて、もうそういう後継ぎの人がなかったりしたらお骨を土に戻すと、こういうふうな方法でやっているということです。これについては、年1回献花の行事もやっていくということです。

それから、千葉県の浦安市の市営墓地では、これは小平霊園では20年間でしたけれども30年間、もっと長いんですが。それで、その縁故者がもうそのままにしておいてほしいと言うたらしおきますけれども、もうええよというか、そういう人がなかったりしたらやっぱりもう土に戻していくと、こういうふうなことをやっているそうですので、ぜひ墓地協議会で、こういうことをいろいろな自治体でやっているところもあると聞いておりますので、調査をしていただいて、美浜町でもやっぱりこういうことも考えていかな、町営墓地でほんまに管理者が誰かわからんというような墓地がいっぱい生まれてくるんじゃないか。

また、今自分の代、また子どもの代ではお墓に参ってくれるやろうけれども、孫にまでそういうことをよう言わんと、こういう人もふえています。だから、そうした共同納骨堂というか、そういうものもこれから、まだあした、あさってということではない、10年、20年先ですけども、必要になってくるのではないかと思いますので、そういう考えをやっていただけたらと思います。

それから、5点目につきましては、きのうの紀州新聞に出てあったんですけども、交通安全白書というのでやりますと、やっぱり高齢者の運転の事故の割合が非常に増加しています。そして、その自動車の事故というのは、本人が死んだりけがしたりするだけではないに周りの人を巻き込んでしまう。だから、この高齢者の運転というのは非常に問題になってくると思いますので、町長は先ほど、それは都会の話で地方だったらなかなかそういうことはという話でしたけれども、ぜひ自主返納ということもこれから出てくると思いますので。

自主返納した方に聞いてみますと、千円取られたというんですね。何で千円取られたんよと言うと、免許証を返納しますと運転経歴証明書というのが申請したら交付されて、それが身分証明書の、運転免許証がなかったらそのかわりの身分証明書になるんだそうです。そこで、せめて千円ぐらい自主返納する人に、もう無料にしてあげてもどうかなと思うんですが、こういう点はどうでしょうか。

それから、ひとり暮らしの高齢者が多い中で、同一世帯の方なら委任状も不要で申請するとかいうことですが、代理人の方の申請も可能と、これはわかっているんですよ。これ、何人でもいいんでしょうか。例えば、私が何人かの方を集めて申請する、こういうことも可能でしょうか。そのことをお聞きします。

次に、7点目ですが、これは町長が言われましたようにデマンドタクシーですね。私はこの熊野市のをちょっともらったんですけども、あちこちでデマンドタクシー、乗り合いタクシーもつくられておりますので、ぜひ研究をしていただきたいなと思います。

それから、8点目の自治会のことですが、谷議員も質問されておりましたように、役員になるというのが難しいというのは、これはもちろんですが、もう非常に気兼ねすると言うんですね。一斉清掃になかなかよう出て行かない、こんなことも気兼ねして、もうそしたら自治会入らんとこうかという人もあるんです。そうしますと、今まで自治会を通して配られてきたいろんな、「広報みはま」とか「議会だより」とかいろいろありますね。そういうふうなものはそんな人を外して配るか、それとも自治会から出ても配ってくれるのか、こういう質問も受けております。これは非常に高齢化が進む中でこれからだんだんと問題になってくることかと思っておりますので、以上、再質問よろしく。

○副議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） まず、1点目のセンサー緊急信号機器の内容についてお答えします。

このセンサーについては、ペンダントは自分で押すようになるんですけども、主に家屋の中のよく使うところ、例えばトイレなどのドアへそのセンサーをつけまして、感知するというよりも、逆に感知しない、ある一定の時間感知しない場合にこれは異常ということを検知しまして警備会社のほうへ連絡し、また警備会社から協力員等へ連絡する体制となっております。

あと、続けまして、順番は飛ぶんですけども、先ほどの外出支援券の代理人申請の件について、これも福祉保険課の担当ですんでお答えさせていただきます。

この代理人申請につきましては、何人まとめていただいても結構です。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

3点目の斎場にも葬儀もできる場ということで、私自身、地区の集会場というふうな形でご答弁させていただきました。協議させていただきました。ただ、現実論で中西さん、墓地、そして斎場のところにこういったこれを、葬儀もできる場を置いて、どれだけの人がそれを利用されるのかなと、私、現実論で言ったら思います。だから、そうじゃなくて、地域に住まれた方のご葬儀という形の中で地区の集会場、そして、以前も私自身ご答弁もさせていただきましたが、あとは菩提寺というんですか、お寺さんでそういった葬儀等々もできるのではないですかというふうなご答弁もさせていただいたと思います。

現実論で言って本当、あと身寄りのない人とかいらっしゃるケースもこれから出てくることも考えられますが、じゃ果たしてあそこのところへ、本当に人里離れたというか、そこへそういったプレハブ等々も検討はさせていただいたけれども、やはりそれはちょっと難しいのではなからうかなというのが私の率直な意見でございます。

それと、4点目のことにつきましては、担当課長のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

あと、5番の免許証の返納の関係でございますが、この返納によっていろんな割引が受けられるというふうなこともあるかと思えます。そして、千円ということ、補助はどうかというんですけれども、その辺につきましては、今後ちょっと検討も重ねていきたいなと思うんですけれども、基本的には中西議員、これによっていろんな形のプラス面があるとしたら、千円より以上のものがあれば、逆に取られたんじゃないかと、税金と一緒に千円を納めたというふうな感覚もいかなものかなと私は思うんです。だから、納税と一緒に、取られるんじゃないかと納めるというふうな形も一つの考え方ではなかろうかなと、このように思います。

デマンドタクシーにつきましては、一度研究していきたいなと思えます。ただ、今、中西議員もおっしゃるとおり、三尾のこともご質問であったかと思うんですけれども、現時点で言えば、本当に乗客等々は少なくなっておるんですけれども、7回たしか今路線バスということで走っているかと思えます。だから、往復で言ったら7往復14回というふうな形で私は認識しております。そういった形の中で、この地方で言えば多いんかいな、少ないんかいなと言ったら、結構会社のほうで頑張っていたいただいております。このように認識も持っておる次第でございます。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 中西議員の8点目の、自治会から脱退というか、若い方に遠慮して抜けられるというふうな方もいらっしゃるんだというお話について、ちょっとお答えになっているかどうかわからないんですけれども、例えば区によってやり方もあると思うんです。

区費は払っていただくけれども、班長さんはもうそこは飛ばさせてもらいますよというふうなやり方もあると思えますし、聞くところによると、お隣の町なんかでは一斉清掃に出なかったら出不足を取りますよというふうな、そんな町もあるらしいんですが、そこはそれぞれの区の考え方で、町のほうから各区こういうやり方をお願いしますよというのを一律にお願いするという事はないのかと思えますけれども、確かに朝の質問にもありましたように、班長さんはちょっともうやれないよというふうな班がどんどん出てきているというのは、こちらもそういう状況は聞いてございまして、そういう方をどういう扱いにする、町からの広報とか全然届かないようになってしまうというのも、これもまた情報難民といいますか、情報が入らないというのは気の毒な話ですので、そういう方をどうしていくかというのはある程度区のほうで考えていただいて、最良の方法というのを考えていただくべきではないかなと、このように考えてございます。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 中西議員にお答えいたします。

4点目の町営墓地の共同墓についてでございますが、先ほど町長も答弁いたしましたとおり7月3日に協議会を開催いたしますので、中西議員からこういう一般質問があったことをお伝えしまして協議していただこうと思っております。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） もう時間がありませんので、今回はこの1番の1項目についてはこのぐらいにしたいと思いますが、ちょっとだけ言わせてください。

本町の介護予防の取り組みというのは非常に充実しておりますね。百歳体操とか健康教室とかいきいき体操とか、もう大変しっかりやられているんです。ところが、そこからこぼれ落ちるといいますか、そこへなかなか行けない人という、高齢者もいるということで、今後とも、もっとそういう参加できないような人たちにも目を向ける、そして高齢者が一体何に困っているのか、こういうことも十分把握をしていただいて対策を考えていただきたいと思えます。

時間がないので、また次の機会にいろいろな高齢者の問題について質問を引き続きさせていただきます。

続きまして、2項目めの核兵器禁止に向けてという質問に移らせていただきます。

ことしも5月26日、役場前で美浜町原水爆禁止国民平和大行進の出発式と行進が行われました。そこへ町長、副町長、総務政策課長も参加いただきまして、町長さんからはメッセージと協賛金、こういうものも協力をいただきました。

この原水爆禁止国民平和大行進というのは、1958年6月に始まりました。これは、今の平和行進は、北は礼文島から、南は沖縄・糸満市から始まりまして広島、長崎を目指すんですけども、最初の平和行進は被爆地・広島から東京へ向けて出発したそうです。そして、ずっと行進をしている間に参加者が日を追うごとにふえて、延べその参加者が100万人にもなったと言われております。それ以来59年間、毎年原水爆禁止平和行進を取り組みまして、核廃絶を求める草の根の運動として大きな役割を果たしてきたと思えます。

広島、長崎への米軍による原子爆弾投下から72年間、一度も核兵器は戦争で使用されたことはありませんでした。アメリカは朝鮮戦争やベトナム戦争などで核兵器の使用を考えたことがあると言われておりますが、その手を制止したのは核兵器反対の国際世論ではなかったかと思えます。

ことし、世界は核兵器廃絶に向けて歴史的な第一歩を踏み出しました。核兵器禁止を交渉する国連会議第1期が3月27日、国連本部の総会議場で開会をしまして、115カ国を超える政府代表と220人の市民社会の代表が参加しました。核保有国らの激しい妨害を乗り越え、これは20カ国ぐらいあったそうですけれども、各国政府と市民社会の協働の奮闘で核兵器禁止条約制定に合意をいたしました。残念ながら唯一の戦争被爆国である日本政

府は、アメリカに今の言葉で言いますと付度をして、交渉には参加しないと表明をしました。不在の日本政府の席には「あなたがここにいてくれたら」と書かれた折り鶴が置かれていた。皆さんもそれを、写真を見たことがあると思います。日本政府は、多くの参加国や参加者によって批判をされました。

会議第1日目の3月27日、藤森俊希被団協事務局次長は「私が奇跡的に生き延び、国連で核兵器廃絶を訴える。被爆者の使命を感じる。同じ地獄をどの国の誰にも絶対再現してはならない」と訴えました。藤森さんは被爆したとき1歳4カ月で、全身包帯に包まれてもう助からないかと思っていたんですが、奇跡的に助かった。生死の境をさまよったんですけれども、助かった人なんです。ところが、お姉さんは13歳だったんですが、女学校の1年生だった。建物疎開に動員されて、爆心地400mのあたりで被爆した。一緒にいた教師、級友676人が全員死亡した。遺体もわからないままだそうです。藤森さんは、広島、長崎の原爆によって1945年末まで21万人が死亡、生き残った被爆者をも苦しめ続けてきたと訴えました。

翌28日には、広島で被爆し、現在カナダに在住しているサーロー節子さんが「広島、長崎で亡くなった被爆の思いを心に刻んで交渉してほしい」と発言をしました。節子さんは藤森さんのお姉さんと一緒に13歳の女学生で、建物疎開に動員され、爆心から1.8kmの地点で被爆し、このサーロー節子さんは奇跡的に助かったんですが、一緒にいたクラスメートのほとんどが亡くなったということです。4歳だったおいは見分けもつかぬほど黒焦げになり、か細い声で水を求め続けながら死んでいったと発言をしました。2人の被爆者のこうした訴えに、会場から大きな拍手が送られました。

核兵器禁止条約の国連会議第2期が、あす6月15日から開催されます。その前に、条約の草案が5月22日、エレン・ホワイト議長、コスタリカの人ですが、発表されました。その草案の前文で「核兵器の非人道性を強調するとともに、被爆者や核実験被害者らの苦難に留意する」と述べ、政府組織及び被爆者の取り組みについて高く評価している。第1条では核兵器の開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験などを禁止し、第6条では核兵器や核実験の被爆者への支援を義務づけております。この草案は、核兵器を法的に禁止するとともに、核兵器全面廃絶につながる大きな意義を持っていると思います。この草案は、第2期の会で審議・採択をされる予定です。

人類はこれまで生物兵器、化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾などの大量破壊兵器や残虐兵器を禁止し、廃絶してきました。現在、核兵器の数は1万5,000発に上ると言われています。一番多く持っているのがロシア、次いでアメリカだそうです。最も残虐で非人道的で、人類の存続どころか地球そのものを死の星にしてしまう核兵器は、法的拘束力を持つ協定によって禁止し、廃絶を確かなものにすべきではないでしょうか。広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名の推進など、「核兵器をなくそう」の国際世論、運動を一層大きくしていかなければならないと思います。

以上を踏まえて、以下3点の質問をします。

1点目、本町の非核自治体宣言はいつ出しましたか。また、宣言文の内容はどんなんですか。

2点目、非核自治体宣言の碑はどこに置かれていますか。

3点目、核兵器廃絶に向けてことは画期的な年です。宣言を出した町として、どのような取り組みを考えておりますか。

以上、お願いします。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の2点目でございます。核兵器禁止に向けてにお答えいたします。

1つ目が、非核自治体宣言を出したのはいつか、また、宣言文の内容はでございます。

美浜町が非核平和自治体宣言を議決したのは昭和62年10月2日で、議会からの発議によるものでございます。以下、宣言文を読み上げます。

「今、核保有超大国による核軍拡競争はますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。したがって、核戦争を阻止し、核兵器廃絶こそ全人類の死活にかかわる最も重要で緊急な課題となっている。我が国は世界唯一の核被爆国であり、この地球上に広島、長崎の惨禍を再び繰り返してはならない。この核兵器の廃絶こそ、私たち美浜町民の共通の願いである。私たちは、平和を愛する全ての国の人々とともに真に恒久平和を実現することを決意し、ここに美浜町非核平和自治体の宣言を行うものである」となっております。

2つ目でございます。非核自治体宣言の碑はどこに設置されているのかのお尋ねでございます。

議員がおっしゃる「非核自治体宣言の町 美浜町」と書かれた看板が、役場前の歩道付近に立っていたことは確かでございます。しかしながら、塩害などで腐食してしまったため撤去し、看板は役場庁舎の裏に保管している状況でございます。

3点目でございます。非核自治体宣言の町としてどのような取り組みをするのかにお答えいたします。

ご質問にもありましたように、ことしも原水爆禁止平和行進が役場庁舎前にお見えになった際には、私と副町長、総務政策課長もその場に立ち会い、メッセージを傳達させていただいております。平和行進の世話役の方の話では、「首長さん本人がメッセージを傳達してくるのは美浜町だけです」というお言葉もいただきました。世界平和を願う気持ちは共通の認識でございますので、今のままのスタンスを続けることとし、特別な取り組みは考えてございません。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

非核自治体宣言は昭和62年10月2日に出されたということで、ことしでちょうど30年ということになりますね。それで、役場庁舎の裏に看板を、看板というか、保管し

ていると。これは非常にもったいない。ことしは自治体宣言を出して30年の年。そして、ことしは先ほども述べさせてもらいましたように核兵器を廃絶できる大きな、世界がそういう方向に転換していく、そういう年でもあるわけですので、その宣言都市の碑をぜひみんなの見えるところへもう1回立ててほしい、こう立ててほしいと思いますが、そういう考えはないでしょうか。

それから、今までどおり平和行進への協力をいただく、これは非常にありがたいことだと思いますが、ことしは先ほど言いましたように宣言をして30年、また大きく核廃絶に向かって流れがやっていくという年でもありますので、それだけではなしに、例えば和歌山県の県庁の前では「原爆と人間」という写真展をやっていると聞いております。また、みなべ町では公民館で写真展をやったり、日高町はことし公民館で写真展をやったと。核兵器の残虐さ、これを多くの人に知ってもらうために写真を展示する。和歌山県の県庁でもやっておりますことですので、何らかの形でそういう取り組みをやるお考えはないでしょうか。お願いします。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

私自身も、この非核自治体宣言というのはまずもって大事だという認識は同感でございます。ただ、先ほど私自身、ご答弁させていただきましたが、やはり塩害等々の中で、中西議員もちょうど30年やないかというふうな形のご質問であったかと思うんですけども、本当に塩害等々で今もう設置に耐えられないような状況でございます。私の心の中には、平和を願う気持ちは中西議員と同様でございます。立てる、立てんじやなくて、やはり私の心の中ということで、もう少しその辺は大事にしていきたいなど、このように思っております。

それと、和歌山県庁のほうとか日高町云々というような形でご意見等々もございました。そういったところに関しまして、いろんなそれに関心また関連のある方に関しましたらば、それこそデマンドタクシーではないんですけども、日高町云々ということでも結構お近くでございます。そういった写真展等々もまた、美浜町の例えば中央公民館でするんじゃないかと、本当にいろんな形で、分散も含めた中で私はできるのではなかろうかなという認識でございます。

もう一度繰り返させていただきます。本当に私自身は今後もこの皆さん方が来られる件に関しまして、自分がおる限りはメッセージということでお伝えしていきたいなど、このように思っておる次第でございます。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 町長は心の中で平和を願っておられるということですが、それも非常に大事ですけども、表に出すということも大事ではないでしょうか。町民初め多くの人々に、以前県道の近くに、みんなが見えるところに非核自治体宣言の碑

が立っておりました。これ、お金がかかることですのであれですけれども、ぜひこれを、塩害になってあるとか汚ってあるって、それ持ってきて出せと言うてるわけではないんです。新たに30年を記念して、非核自治体宣言30周年を記念して、10月2日だそうなので、その日に新しい碑を、幾らかかるかわかりませんが、そんなに何百万も何十万も要らんとしますので、そういう碑を、ぜひ町長の平和を愛する心をみんなに見てもらい、そういうことでみんなが見える場所に、そんな隅っこへ放り込んでおくのではなく、ぜひこれを考えていただきたいと思います。

それから、写真展につきましても、またこれはいろんな点で役場のロビーなんかでも飾っていただけたら非常にええなと思うんですけれども、これなんかもぜひ考えていただきたい。この点、もう1回お願いします。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

本当に碑ということをやぜひともというふうな形のご意見だったかと思うんですけれども、各自治体というふうな方向の中で、このぐらいのサイズの市町村データブックということで、いろんな市町村のことが記載されているブック等々もございます。そこにももちろん和歌山県で言えば30市町村のいろんなデータが入っておるんですけれども、そこにも各市町村がどういった形の宣言をしておりますかというふうなところもございます。また、いろんな形で、今ぱつと言われて、町勢要覧には書いていないのかなと思うんですけれども、そういった形で今までも記載してきたつもりでございます。今のところは、それに関しまして私の心、そしてまた市町村データブック等々の中で対応できたらなど、このように感じてございます。

それと、中西議員がおっしゃったいろんな写真等々に関しまして、ロビーとかというふうな形でご意見もあったかと思うんですけれども、私自身はこれに関しまして、やはり本当にお近くのほうで、先般も私自身ちょっと生け花展ということで、ちょっと言葉は違うんですけれども、御坊の中央公民館でございました。そういった形で、例えば美浜町でそういった形、文化展以外でなかったとしても、本当にお近くの中であります。先ほどもファミリーサポートセンターの関係もございまして、いろんな形で協働もできるのではなかろうかなと私自身、中西議員、思っておる次第でございます。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 最後に、ぜひ看板設置を要望しておきたいと思いますので、お願いしておきます。

次、3項目めの質問に移ります。国保の県単位化について質問します。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、これが2015年5月に成立しました。これを受けて、来年度から国保の保険者は都道府県と市町村になります。従来との違いは、都道府県が国保財政運営を行うことです。

昨年11月、私の文書質問に対しまして、県単位化のスケジュールは次のようになっていると回答されました。そのスケジュール表によりますと、県は平成29年3月まで国保運営方針案を策定し、納付金の試算をする、国保運営協議会を設置する、4月から8月にかけて国保運営方針を決定する、9月議会または12月議会に国保条例の上程を予定するとあります。市町村では、ことし3月までに標準事務処理システムの導入の検討、納付金等算定標準システム連携データの作成、県との協議の場への参加、国保運営方針案に対しての意見、6月までに自庁システムの改修、秋以降、運協において保険料率等について審議をする、国保条例の改定を予定する、このように教えていただきました。

国保の都道府県化の最大の目的は、医療費の抑制にあると言われていています。安心して医療を受け、誰もが払える国保税にしていくためにはどうしたらよいのでしょうか。こうした観点から、以下3点の質問をします。

1点目、納付金の試算が示されているようですが、1人当たり平均の保険税はどのくらいで、現行の国保税と比べてどうでしょうか。

2点目、国保運営方針案の要点はどんなことでしょうか。また、町からはどのような意見を上げましたか。

3点目、県の国保運営協議会の構成はどうなっているのでしょうか。

以上、よろしくをお願いします。

○副議長（谷重幸君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の3点目でございます。国保の県単位化についてでございます。

1つ目が、納付金の試算によると平均保険料は幾らか、また、現行の保険税と比べてどうかでございます。

納付金算定の第2回試算結果が平成29年1月に公表されてございます。その試算の中で、1人当たりの平均保険税は115,678円となっております。当町の現在の1人当たりの平均保険額と比べて、ほぼ同額に試算されてございます。

今回の試算につきましては、あくまでも平成27年度分までの実績をもとに算定されており、8月には平成28年度実績を加味した最新の試算が公表され、最終、平成30年1月に決定されます。

2つ目でございます。国保運営方針案の要点、町から上げた意見はでございます。

国保運営方針案につきましては、和歌山県におきまして、昨年からの国保運営方針連携会議等での協議内容を踏まえ、現在も策定中であり、今後意見照会が行われることとなっております。当初は平成29年3月までに運営方針案を策定する予定でしたが、予定を変更して、まずは全体の方向性を示した運営方針骨子案を作成することになりました。

骨子案は、基本的には国から示された策定要領やガイドラインに基づきまして運営方針の対象期間を3年間とし、県内の保険料率の統一については、平成30年度に保険料率の統一を行わず、平成39年度の統一を目指すとしてございます。そのほかにも、国保財

政の見通し、納付金の算定方法、保険税徴収の取り組み、医療費の適正化の取り組みなどを運営方針に記載することとなっております。

3点目、国保運営協議会の構成についてお答えいたします。町の運協でございます。

国民健康保険法施行令におきまして、委員構成が保険医または保険薬剤師を代表とする委員、公益を代表とする委員、被保険者を代表とする委員と決まっております。国保条例ではこの3区分から3人ずつで定数が9人となっております。当町におきましては、保険医または保険薬剤師を代表とする委員には日高医師会、日高歯科医師会、日高薬剤師会から各1人、公益を代表する委員には民生委員さん、児童委員さんから1人と学識経験者から2人、被保険者を代表する委員には農業委員会、商工会から各1人と地域性を考慮して被保険者代表お1人の合計9人の委員構成となっております。

なお、平成30年度から県単位化となりましても、変更はございません。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

平成27年度ですが、国保税が大幅に引き上げられまして、美浜町は県下で一番高くなったんですけども、こういう中で国保税が高いという声を特に農家の方から聞くことが多いです。そこで、この県単位化に向けて国が2015年度から約1,700億円の支援金といいますか、お金を出して、県では24億円だったんですけども、この国からの補助金というんですか、これはずっと続くんでございましょうかということと、それから、確定した保険税はまだ来年ぐらいになるということですけども、ここについては余り上げんといってくれと、そういうふうなことを言えるんかどうか。この2点を1番目についてはお願いします。

それから、2つ目は、スケジュールではちょっともう運営方針案ができているということだったんですけども、ちょっと遅れているということで、これはまた次回に質問をさせていただきたいと思っております。

それから、町長のご答弁では、本町の国保運営協議会の構成委員ということでございましたが、私は、ちょっと質問の仕方が悪かったんですけども、県の運営協議会の構成はどうなっているかということをお聞きしましたので、3点目についてはそのことを、県の構成についてよろしくをお願いします。

○副議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、1点目の国からの補助金が続くのかということなんですが、私どもわかっているのが、国保新聞とか国保実務でのレベルになるんですけども、多分、恐らく補助金は続いていくと思っております。

それと、県の運営協議会の構成ということなんですけれども、和歌山県の運営協議会の条例が平成29年2月議会に上程されまして可決されました。委員の定数が11人で、委員の構成が、被保険者を代表する委員が3名、保険医または保険薬剤師を代表する委員が

3名、公益を代表する委員が3名、被用者保険等保険者を代表する委員が2名でございます。

なお、委員につきましては、知事が任命することとなっております。

それと、今後、都道府県単位化になって保険税が上がるのかどうかというご質問ですかね。その辺につきましては、今後、町の国民健康保険運営協議会の皆さんとも協議して、最終、長が決定することになります。

以上でございます。

○副議長（谷重幸君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 先ほどのご答弁で、県の保険税率の統一はしばらくは行わないということでしたかね。これは、大阪府なんかはもう統一するということをやっているそうで、相当上がっているということを知っているんですが、和歌山県は39年の時点で統一を目指すけれども、そやから、まだまだ9年間は各市町村の税率でいくということですね。わかりました。ありがとうございます。

○副議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時十九分散会

再開は、15日午前9時です。